

令和6年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第3号）

令和6年6月24日（月）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	宮 川 頌 健	2 番	横 田 真 澄
3 番	北 村 彰 敏	4 番	関 谷 英 樹
5 番	今 井 充 子	6 番	広 瀬 守 克
7 番	藤 橋 直 樹	8 番	若 原 達 夫
9 番	鳥 居 佳 史	10 番	関 谷 守 彦
11 番	森 清 一	12 番	馬 渕 ひろし
13 番	今 木 啓一郎	14 番	杉 原 克 巳
15 番	棚 橋 敏 明	16 番	庄 田 昭 人
17 番	若 井 千 尋	18 番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文
市民部長兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育委員会 事務局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	広 瀬 進 一
監 査 委 員 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	廣 瀬 潤 一
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

早朝より傍聴いただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許可します。

10番 関谷守彦君の発言を許可します。

10番 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 皆さん、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

傍聴の皆さん、早朝よりお集まりいただきありがとうございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

なお、今回この質問に当たり、資料として1枚物ではありますが、配付をさせていただきたいと思いますが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 許可します。

○10番（関谷守彦君） はい、ありがとうございます。

議長の許可をいただきましたので、資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○10番（関谷守彦君） では、本日の私の質問は、1つには給食費の値上げの問題、2つ目には新庁舎建設事業について質問をしたいと思います。

まず給食費についてですけれども、値上げの是非を考える前に、給食費を決める決め方について、まず質問をしていきたいと思います。

3月議会において執行部より給食費値上げの方針が示されましたけれども、予算案には、この値上げについて盛り込まれておりませんでした。その理由としては、給食費は給食センター運営規則など教育委員会が定める規則などで決めることになっており、その規則の変更がなされないためにと、そのような説明がありました。そのため、議会では議案としてきちんとした議論がなされないまま給食費の値上げが決定され、4月下旬には小・中学校あるいは保育所や幼稚園の児童・園児などの保護者には給食費10%値上げのお知らせが届けられました。

本当にこれでよかったのか、私は今でもそのことについては疑問を持っております。そこで

今回、まずこの点について検討して、今後の事業運営に生かしていければという思いで質問をさせていただきます。

以下、具体的な質問事項につきましては、質問席から行わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

では、質問に移らせていただきます。

まず、今回の6月議会に提出されております瑞穂市立学校体育施設開放条例を見ますと、小・中学校の体育館、今回についていうと、中学校のテニスコートですね、こういったものの使用料が条例で定められております。そして、住民票の発行手数料、あるいは駅前の駐車場の料金も条例で定められております。市が徴収する市税や使用料など、市民の権利・義務に関わる重要事項として、議会の議決が必要な条例で定めていいのではないかと私は考えております。

ところが、今回問題になっております学校給食費、あるいは保育所の給食費、副食費、これは条例ではなく、市議会が直接関わらない規則で定められているということでもあります。そこでお尋ねしたいと思いますけれども、この瑞穂市において、給食費以外で市税あるいは使用料などについて、法令あるいは条例以外で定められているものがあるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

議員の御質問にお答えします。

地方自治法第228条には、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされています。

全ての確認はできておりませんが、当市の負担金、使用料について、条例以外で金額を規定しているものはないと認識をしております。以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、使用料等については条例で定める、これが基本だというお話であります。

では、なぜ給食費については条例ではなく、規則で定められているのか、このことについてのどのような経過あるいは理由があるのかを教えていただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 学校給食費は、児童・生徒が喫食する学校給食の対価として、地方自治法施行令第158条第1項第4号に規定する物品売払代金に該当するとされていることから、条例ではなく規則で定めていると理解をしております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そういうことで考えますと、この給食費は条例で定めるということは不可能ということでしょうか、それとも可能なのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） さきの答弁から、給食費の金額は条例で定めなければならないものではないと理解しております。

条例で定められている例を見てみましても、給食費の額は規則で定めるといった条文や、当市の給食センター条例にあるこの条例に定めるもののほか、給食センターの管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるといった規定に基づき、必要事項を定める形で規則に金額を定めています。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） つまり、条例では定めることができないと、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 条例で定めなければならないものではないと理解しております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） つまり、条例で定めても問題はないよということかなというふうに、そういうお話かと思います。

それで条例で定めているところがあるのかどうか、ちょっと調べてみようと思いましたけれども、なかなかすぐには分からなかったんですが、たまたま文部科学省が出している学校給食費徴収・管理に関するガイドラインというのが令和元年7月に出されておまして、その中で、これは公会計に移行するという、そういったときのマニュアルみたいな感じの書類ですけども、そこを見ますと、10ちょっとぐらいの自治体の条例あるいは規則が掲載されておりますけれども、そこを見ましたら、大阪の茨木市ですかね、学校給食費条例、ここは条例で、日額でありますけど日額で定められているということで、条例でやることもできるというふうに考えております。そういった意味では、条例で定めればきちんと議会の中でも議論ができる、そのように考えるところであります。これは一つの検討課題ではないかなというふうに思っております。

そして、この今紹介した学校給食費徴収・管理に関するガイドライン、そこでは条例あるい

は規則でやるのかどうか、それはそれぞれの自治体のやり方で判断してもらえればいいですよということが書いてあります。ただ、その後の運用については、規則で決めた場合、その規則と議会で決める予算との関係をどうするのかということについては、特に記述がされておられません。

そこで、今回、資料としてお示ししております群馬県教育委員会ですね、ここの学校給食費事務マニュアルというのがありまして、その中を見ても、資料のほうを見ていただければと思いますけれども、公会計の場合、執行部や議会との調整をきちんと行って、議会での予算決定、これを待ってから教育委員会等で最終的に給食費の額を決定する、そういった手順にするのがいいんだということが示されております。

今回、この瑞穂市においても、こういう形で進めた場合であれば、予算につまり計上して、その是非を論じると、それを受けて当然教育委員会ではその前に事前に検討されていると思いますけれども、議会の決定を受けて最終的に教育委員会で決めるという、そんな進め方でいくと、今回あったような問題点はクリアできるのではないかというふうに考えておりますけれども、そういった点について、御意見等があればお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 当市におきましても、今、議員が配付いただいた、この群馬県の資料に基づいて同様の手順で決定していると理解をしております。

議会の予算議決を得て、学校給食費の歳入歳出予算を決定し、保護者へ通知を行っております。この3月議会では、現行の給食費の予算を議決いただいておりますので、4月には現行の金額を保護者の方に通知をしております。本議会に上程しております補正予算に対しましては、適切なる御決定をいただいた後、改めて保護者の方へ通知することになります。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） そうしますと、4月に保護者に配付したのは、値上げをするという、そういった文書であったと私は理解しておるんですけれども、そうじゃなかったんですか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 半年間の周知期間を置いて引上げをするということでしたので、10月からは金額が変わりますよという通知はさせていただきました。

ただ、給食費の通知については、要は10%引上げ前のお金で取りあえず納めていただきますよという通知が出ております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ちょっと今の答弁でいきますと、3月の進め方、それでもって今回6月で補正予算が出ているから、それでよしというお話ですけれども、ちょっとそれは納得しかねるお答えではないかと私は思っているんですけれども、なぜじゃあ、総括質疑もありましたけれども、本予算のときに値上げということで予算を組まなかったのか、そこが議会の決定があつてという話としてはちょっとずれている。つまり、教育委員会では、3月25日に規則を変更しているということなんですけれども、議会の説明のときには、この規則変更を待ってから、だから補正予算を出すんだ、そういう説明だったと思いますが、ちょっと今の御答弁は、前のお話とはちょっと違うんじゃないでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 新年度予算につきましては、10%引き上げる規則の改正は3月の定例教育委員会で行うため、まだ改定はされていないので、要は現行の予算を上げさせてもらって議決をいただいたということです。

3月に、要は定例教育委員会で10%引き上げるという規則改正を行いましたので、今回、その金額を補正予算で上げさせていただいて、適切な御決定をいただきたいということになっております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） これは群馬県の教育委員会の資料によれば、学校給食費の額は、予算の成立を経て、教育委員会あるいは場所によっては校長が決めているところもあるみたいですが、校長等が決定するという、そういう説明とはちょっと違う、こういうふうにはやらないんだという説明でしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 私どもは、この群馬県が言っているとおり処理をしているつもりでおります。

この資料からすると、要は公会計の場合の予算の成立を経てというのが下のフロー図のどこに入ってくるかというところになるかと思うんですけれども、私どもはこのフロー図でいきますと、協議の後に、要は予算の成立というのが多分入っていると理解をしております。要は、それをもって教育委員会が決定する。

うちのほうも同じように、要は3月議会で現行の予算について決定をいただいたので、保護者のほうにその金額で通知したというふうに理解しております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 私の理解は、3月議会では値上げを何も決定していないというふうな

理解しておりますので、そこら辺がちょっと非常にあれだと思います。ただ、どちらにしてもこの問題はやっぱり大きな問題だと思います。

最初に述べさせていただきましたように、1月には値上げをしますというお知らせをしているということは明らかであります。ところが、今回出された補正予算では、給食費の増額分、見込まれる額が半分になっていて、つまり給食費を10%値上げするけれども、5%分ですかね、半分、5%分は市が補助するよと、そういった説明を今回の議会に入って説明を受けているわけです。

このこと自体については、市民の方々の声、そういったものを一定反映したもので、積極的な内容だと思っておりますけれども、どうなのかというふうなことをちょっと疑問等がありますので、ちょっとこの問題については、あくまでもやったんだという説明の答弁になりますので、これ以上、質問しちゃあれですけども、やっぱり今後ちょっと検討課題としては、ぜひ今後の進め方、今後値上げがあるかどうか分かりませんが、そういったときにはどういふふうに進めていくのか、きちんとちょっと検討をしていただければと思います。

では次に、給食費値上げそのもののことについてお尋ねをしたいと思います。

この間、この6月議会での総括質疑、あるいは委員会の審査と重複する部分があるかとは思いますが、市民の皆さんも改めて伝えていくという意味も含めて、答弁が重なる形になるかもしれませんけれども、その点は御容赦をお願いしたいと思います。

まず第1点としては、市としては5%分を補助するということについて、どのような経緯で提案されたのか。また、教育委員会の中ではこのことについてどのような審議があったのか、報告をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 令和5年12月末時点の学校給食の食材の支出状況や消費者物価指数、さらには県学校給食会から購入する食材の値上がり状況等を鑑みて、今年の10月から給食費を10%引き上げ、保護者の方に御負担いただくことにいたしました。しかし、消費者物価指数は、令和6年に入りましても、総合指数、食料指数とも依然上昇傾向にあることから、家計への負担軽減ができないか協議を行った結果、保護者の負担を令和6年4月から9月はゼロ%、10月から令和7年3月までは5%、そして令和7年度からは10%と段階的に実施することになりましたので、10月からの5%は市で負担することに至った次第であります。

教育委員会におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、この予算について意見聴取を行っております。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 教育委員会の意見聴取は、それはいつの教育委員会の定例会で行われ

たんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 5月の定例会で行っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今の答弁の中でちょっと確認だけあれですけれども、4月から9月まではゼロ%で、10月以降5%という説明でありましたけれども、この9月までのゼロ%は、既にもともとが決まっている、先ほどの説明とは違う、その部分はもう既に事前に決まっている話ですよ。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 新年度予算を計上するときに、10月から10%引上げということですので、4月から9月は市のほうで補填をするという、そういうことです。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、一番の疑問なんですけれども、なぜ10月から3月までにおいては半分だけ、5%だけの補助になったのか。私は、素人考えでいけば、値上げ分全て補助しても必要な経費、多分750万円前後だと思いますけれども、これがあればできる話だと思います。財政的には大きな負担をかけるとか、そういった問題でもないと思われそうですけれども、なぜ全額補助をしないのか。総括質疑の際にもこの点について若干どうなんだという質問があったかなと思いますけれども、そこら辺も含めて、ちょっときちんと10%の補助をしない理由ですね、それをちょっと説明お願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほどの答弁と重複しますが、当市においては、物価高騰分を負担するのは財政的に厳しいため、保護者へ10%引き上げた負担をお願いすることにしました。

先ほども述べましたが、消費者物価指数が令和6年に入りましても依然上昇傾向にあることから、家計への負担軽減ができないか協議を行った結果、4月から9月まではゼロ%、市のほうで補填する、10月から令和7年3月までは5%、そして令和7年度から10%、段階的に実施することになったので、10月からの5%は市で負担するに至ったという次第でありますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 先ほどの答弁の中でも、今年に入っても物価上昇が収まらないという

状況を踏まえて、今、事務局長が言われる経過措置をつくるというような説明だったと思います。

ところが、先週の21日ですかね、発表されております5月分の消費者物価指数、これは全体でありますけれども、前年同月比で2.8%増、そして前月比においても0.5%上昇しているということであります。そしてまた、今、円安に動いているということで、その影響が今後出てくるのではないかと予測されるところでありますけれども、今も依然としてそういった状況が続いているということでもありますので、こういう状況が続く、あるいはさらに悪化する可能性もあるというふうに考えれば、じゃあ、この給食費の補助は今後も継続をしていくことが考えられるのではないかと思います。その同じ理由であれば考えられると思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほどから述べておりますけれども、給食費の保護者負担を4月から9月はゼロ%、10月から令和7年3月までは5%、令和7年度から10%と段階的に実施するようになったものです。これまでも恒久的な財源確保は難しいと答弁させていただいておりますので、継続していくことは難しいと考えております。

なお、先日12日に国のこども未来戦略方針を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果が公表されましたので、国において給食費の無償化の早期実現に向けて取組を進めていただきたいと考えております。以上であります。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今、教育委員会事務局長からのお話がありましたように、文科省のほうの調査ですね、これを見ますと、9月1日現在ということで調査されたという内容になっておりますけれども、対象は1,794の教育委員会全部を対象にして調査をしたということでありまして。そして、そのうちの43.2%に当たる775の教育委員会では、昨年度、学校給食費の無償化が、まあ形はいろいろあるようですけれども、実施がされたということでありまして。

そして、昨年9月1日、この時点だけで捉えた場合は、何らかの無償化を実施しているのが722の団体であります。そのうち小・中学校の全員を対象にした無償化、これを実施したのは547団体、全体で30.5%、3割の自治体が行っているということでありまして。そして、昨年度、それまで実施をしていた722の団体のうち、令和6年度以降も無償化を続ける、こういったことを回答した団体が525団体に上がっております。それとは別個に検討をするというところが115団体であります。そして、さらにその525の中で小・中学校全員を対象にして無償化を行うと、こういうふうに回答したのが376の教育委員会、全体の21%を占めております。つまり、全自治体の2割以上が無償化を今年度もやっていくという話、少なくとも検討中を除いても2

割以上のところがやっていくという話です。

そして、この376という数字は、2年前に日本共産党のしんぶん赤旗の調査の段階では254の自治体でありましたので、少なくとも122団体、率にすれば48%増えております。これは、今年度は、国の取りあえず補助はないということです、それを前提にしても、こういう状況、それから食材費も高騰しているという中で、無償化を実施している自治体が非常に増えている。これは一つの大きな流れだと思っていく必要があると思います。

憲法第26条に掲げられております義務教育の無償化、この精神からしても、そして今年1月に市長が出されたこどもまんなかサポーター宣言、この中では、瑞穂市の未来を担う子供たちが、誰もが未来を描き、希望を持って心豊かに成長できるよう、子供を真ん中に据え、さらなる取組を推進していきますと、このように宣言されている趣旨から見れば、このさらなる取組として、給食費の値上げということがさらなる取組ではないと私は当然思いますけれども、そういったこと、せめて給食費10%の値上げ、この部分は市として保護者負担の軽減を継続的にやっぱり図っていく必要があるのではないかと。

10月から5%、そして来年の4月からは10%の値上げということで、単に多少遅らせた、そういったことを通して、少しそういった要求については多少配慮したという形をつくった形で、実質的にはもう来年4月にはその10%値上げを完成させるんだというふうに今しておられますけれども、今必要な経費、およそ3,000万円と言われておりますけれども、これについてしっかりと進めていく。国のほうでも、先ほど事務局長言われたように、ぜひ国のほうで実施をしてほしい、そういった動きも相当強まっている中で、当面する中ではこの3,000万円を何とかつくり出して、そういったことも可能だと思いますけれども、そういったことについて、今後、教育委員会ないしは市として、これは市としての形になるとは思いますが、検討されるのかどうか、その点についてお考えはどのようなものがありますでしょうか。お答え願えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） ちょっとたくさん御質問いただきましたので、どこまで答弁できるか分かりませんが、まず国の調査で、今委員のほうから、令和5年度に無償化をしたところが722自治体ありますよというお話でしたけれども、これ調査自体は1,794、多分教育委員会にされて、回答は775でしたという話で、ちょっと私もしっかり読み込んでいませんけれども、1,000以上の団体は多分無償化をしていないのではないかなと思っています。

皆さん、どこも困ってみえるのが現状かと思いますが、そのように理解していますので、確かにこの実態調査の結果は結果として踏まえなきゃいけないと思っていますけれども、実態としては、どこも物価上昇に対する対応は困ってみえるのが現状ではないかなと思っています。

先ほど、今までもお答えしていますけれども、憲法に基づいて義務教育は無償化だということに対しては、私どもとしてはやはりそれは国のほうで行っていただきたいというふうに思っております。実際問題として、学校の給食の食材費も物価高騰の影響を受けて、これをどう負担していくかという話で、これも今までと同じになりますけれども、この財源を恒久的に、今回仮に保護者負担分を市のほうで補填するとなりますと、これを恒久的にやっていかなきゃいけないとなったときの財源が確保できるかという、非常に難しいと判断しておりますので、その点については保護者の方に御負担をいただきたいというふうに考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） まず最初に、今、先ほど事務局長が言われたアンケート結果についてですけれども、回答があったのが755ということではありませんので、再度無償化をしていると答えたところの772だったかな、ちょっとごめんなさい今、を対象にしたアンケートをやっていると。その中での今後無償化をすべきかどうかという、そういったことですので、回収がそれだけだということではないということだけ、ちょっと確認をしておきたいと思います。

昨年6月の議会に対する給食費無償化を求める請願署名6,000近い数が集まって、議会で確かに否決されましたけれども、やっぱり市民の声、保護者の声というのは大きい。そして、今、事務局長も話がありましたように、物価は上がるけれども、なかなか賃金も上がっていかない、そんな状況の中で、特に教育に係る負担が非常に多くなっているという、そういう現状も踏まえて、いかに市として子供真ん中の、あるいは子育て支援をしていく、そういった観点から、この問題、やっぱり避けて通れない、やっぱり大きな流れとして見ていく必要があると思いますので、ぜひ今後の政策転換をお願いしたいと思います。

では次、2つ目の課題について、新庁舎建設事業について質問をしていきたいと思います。

この新庁舎建設事業については、令和4年、一昨年の7月21日から新庁舎建設検討委員会、第1回の委員会が開催されております。そして、昨年7月7日には、只越地域を候補地の第1位とする中間答申、こういったものが出されました。そして、翌月18日の第7回の委員会からは、この只越地域を想定して施設配置計画、こういったものが検討が開始されてきたところであります。

ところが、今年の3月22日の第10回委員会から実質中断状況になってきている。一体何が起きているのか、この間の議事録などを中心に、この間の進め方などを含めて検討するとともに、今後の方向性について質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、市民に開かれた庁舎建設という観点から質問をしていきたいと思います。

第1回委員会において、委員からは、議論の過程において、さらに多くの市民の方の意見を参考にしながら議論を進めていくことも考えられるが、幅広く市民の意見を伺える機会、こう

いったものについてはどのように考えているかという、そういった質問が出され、それに対して、市民説明会は開催したいと思っておりますと事務局の回答がありました。しかしながら、私の知る範囲では、そのような説明会は中間答申を出されるまでも、現在に至っても一度も開催されていないというふうに思っておりますけれども、その理由は何であったのか、その点についてお答え願えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、改めまして、おはようございます。

議員の御質問にお答えいたします。

現在は、新庁舎建設検討委員会から中間答申を受けた第1候補地である只越地域での新庁舎建設の実現に向け、都市計画協議に向けた準備を進めているところでございます。

市民説明会については、新庁舎建設基本計画を策定する際に開催する予定としております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） まず1点について、市民説明会は最終的な計画ができた段階で行いますという御回答ですけれども、このときのやり取りは、その経過においても市民の説明をしていくべきではないかと、そういう質問で、それに対する回答はやりたいという回答だったと思いますけれども、ちょっと今の説明では不十分ではないか、そういうふうに思います。その点についてどうか。

それからもう一点、今、只越地域でやることを実現できるように進めていきたいという説明でありましたけれども、市としては、中間答申を受けてもまだ市としての方針が決まっていない、そういった説明をされてきたのではなかったか。つまり、最終答申を受けて、それを受けてから市の方針を決める、そのような説明を繰り返しされてきたと思いますけれども、その説明とちょっと違うのではないか。その部分について説明をお願いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

この市民説明会をいつやるかというような具体的な、そのときに事務局の説明をしたということはないと思います。今のところ、市街化調整区域が第1候補地となっておりますので、様々な協議が必要であるという状況でございますので、その点を御理解いただきたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 私が2つ目に質問したのは、今のお話では、只越が実現できる可能性

とかいう問題ではなくて、今実現できるよという、そういった答弁でありましたけれども、それはまだ市の見解ではないですね。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） そうですね。最終的に市の方針というわけではございませんが、できるだけ新庁舎建設検討委員会で皆様方がこの瑞穂市をこれからどうしていきたいかということで、様々な夢を語っていただきました。その意向に沿った形で何とかできないかということで、これから法律に関する部分について協議を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） では、とにかく只越では決まっていないということを確認していきたいと思います。

そして次に2つ目のことですけれども、市民に分かりやすいという意味で、第1回委員会においては床面積の想定があるので、必要な土地の広さ、建物の高さなど想定についてあれば教えてくださいという委員からの質問に対し、事務局は次回以降に条件や費用などの具体的な内容の論議を考えていますと説明。それを受けて、ほかの委員からも多額の費用を要する事業であるので、説明資料はそろえていただきたいという、そんなような要望が出されております。

また、第2回の委員会においても、機能的な部分を考える上で、予算はどのくらい検討しているのか、ある程度の予算に合わせて機能を検討していくのか、機能を検討した後に予算に合わせるような機能を削っていくのかという質問に対して、ここでも事務局は、予算については次回以降と説明されております。

私は、このときの第2回委員会も傍聴させていただきました。このときの財政についてのその委員さんの、ある意味では切実な声、ちょっと議事録ではそこまで読み取れませんけれども、そのときの雰囲気としては、本当に心配だというようなことも感じさせる、そういった内容だと私は思っております。

ところが、昨年7月の中間答申がまとめられるまで、費用についての資料は一切出されておられません。当然、議論もされなかった。なぜ費用に関する資料は一切出されなかったのか。もしそうであるならば、今回出されている中間答申というのは、財政問題は一切考慮せずに出されたものとしてみなしていいかどうかについてお尋ねをしていきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 5つの候補地の順位づけは、新庁舎建設検討委員会におきまして、候補地選定評価シートにて採点をしていただき、順位を決定しております。その評価項目に事業費に関する設問が2項目あり、各候補地に関する費用の評価をしておると思っております。

ただ、また候補地ごとの概算事業費についてでございますが、新庁舎建設検討委員会からの最終答申の前までには算出する予定としております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） それぞれの候補地について算出をするという、そういう御回答でしたね。はい、ありがとうございます。

第8回の委員会から新庁舎建設基本計画、素案というものが資料として出されてきました。その中で初めて概算事業費というものが出てきております。建物関係で93億円、公園駐車場等で5億5,000万円、合わせて98億5,000万円かかると。それ以外の土地の取得費、あるいは設計監理とか造成工事、備品の購入など様々あるので、その分がこの98億5,000万円には含んでいませんと、そのような資料が出されておりました。

それが具体的に始めたのが次の第9回、第10回委員会、議事録を見るとあれですけども、様々な意見が出されると。その中には、新庁舎建設のために増税はあるのかという質問も出されております。委員の方もこの金額がぱっと出てきて、どう評価していいのか、率直に何を基準に考えたらいいいのかというのが分からないというところで、私は非常に戸惑って、様々な質問も出てきたというふうに思います。これは比較対象が出されていない、ほかの地域での市で建物をこれだけ出したという、そういう資料は出ておりますけれども、ただ、候補地同士での金額の違いとか、そういったものも出されていない中で、これを判断せよと言われてもなかなかあれですけども、ただ、これについては最終的な話がまとまる前に実質審議は中断をしているということで、ここら辺の出し方もやっぱり前に出しているのであれば、少し検討のしようもあるんでしょうけれども、その数字だけを見てやっていく、そういった出し方についても少し工夫をしていく、進め方として考えていく余地は非常にあるんじゃないかと私は思っておりますけれども、そこら辺について、今振り返ってみるとどのように考えておられるでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新庁舎建設検討委員会からは、概算費用の算出につきまして、参考とする他の自治体の選定の仕方や計算している項目などについて、様々な視点から御意見をいただきました。

先ほども答弁させていただきましたが、候補地ごとの概算事業費については、新庁舎建設検討委員会からの最終答申の前までに算出する予定としております。

ただ、今、都市計画協議のほうをしております。最終的に、その協議の内容によっては、また概算費用等が変わってまいりますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 第9回の委員会で、財政についてはどうなるやろうという、そういった中で、委員さんのほうからは、借金をしなければならない、これ市債の発行ということですが、それは当然想定されることでありますけれども、借金した場合に現状の財政状況によると思うが、返済計画などは大丈夫なのか。仮に市民税が高くなったり、市民への負担が大きくなったりするなどは起こり得るのかというような心配する質問が出されておりました。

それに対し、事務局からは、毎年財政シミュレーションを策定しておりまして、新庁舎建設事業も実現可能だという計画をしておりますというふうに明快な説明がなされております。

ああ、そうかというふうに思ったんですけれども、ところが、その一方で、じゃあ、この財政シミュレーションについて財政部局からお話をお伺いしますと、具体的に決まっている事業計画を反映させているだけで、未確定の事業計画についてはまだ反映させていない。今回でいえば、庁舎が40億円から60億円に増えたと、そこまでは反映させているけれども、それ以上は反映させていない、それだけのものであると、そういった説明がされたとは私は説明を聞いております。

そうしますと、検討委員会でお話ししている話と財政そもそものシミュレーションの考え方で、ちょっと話が合っていない。悪く取ればそのときの方便として使ってしまったのではないかと非常にちょっと危惧するところですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 新庁舎建設検討委員会において、新庁舎建設事業に伴い、都市計画税など市民への新たな税負担について懸念する御意見がございました。

都市計画税は目的税であり、都市施設の整備に充てることはできますが、新庁舎に充てることはできません。よって、新庁舎建設のために都市計画税を徴収するということはございません。

御存じのとおり、公表しております財政シミュレーションの中では、新庁舎建設事業費の中心的なウエートを占める庁舎建設費を60億円と想定しシミュレーションをしております。検討の段階から財政シミュレーションを行うことは必要なことであると考えており、新庁舎建設基本計画が策定される頃には、関連施設の整備事業費もある程度明確になってきますので、改めて事業全体の財政シミュレーションを行い、実現可能であるということを確認しながら計画を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） ということは、建設事業の実現可能性については、少なくともその検

討委員会がされた段階ではそこまでは言い切れるものではなくて、最終的な計画を出されて、そして市債もどのくらい発行するのか見えてきた段階で、これならできるんだと、今、多分答弁はそういうことだと思いますけれども、ちょっとそこら辺の説明の仕方がちょっと不十分であったのではないかというふうに思います。

それでは、一番肝腎なことですけれども、この検討委員会、先ほどもありましたように、第11回、次回ですね、11回は今年の秋頃、いわゆる状況説明のためにやりますと、そして、最終答申の内容については、いつの時期になるかについては、今ではまだ不明だという説明で、実質審議が止まっているというようになっております。

ここら辺について、まず、先ほども少し一部触れておられましたけれども、簡潔に今の状況、なぜここになっているのか、皆さんにも分かるような形で説明をお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

新庁舎建設検討委員会から只越地域を第1候補地とする中間答申をいただいておりますので、当該地域における新庁舎建設を実現するために、都市計画協議に向けた準備を現在しているところでございます。

第10回の新庁舎建設検討委員会では、この都市計画協議には多くの時間を要し、今後はこの協議に注力していくことを御説明させていただいております。そのため、次回の委員会は秋頃に開催予定となっております。御理解のほどをお願いいたします。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） これ、一番最初の頃の質問とダブるかもしれませんが、このマスタープランをつくるために市民説明会、決定する前に市民説明会を行うということは予定してみえるのかどうか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 私どものほうは、都市計画マスタープランの直接の担当部署ではございませんが、都市計画マスタープランの改定時には、市民説明会というのは必ず開催されるものと考えております。

今後も担当部署と連携をいたしまして調整をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 今中断しているのは、マスタープランに入れる中身を検討するために、県との調整も含めて時間がかかっているということだったと思います。

私がちょっと思いますに、今になってこう調整をするという話はちょっと遅きに失しているのではないかと。少なくとも委員会の中で人口の重心地域ですかね、そういった話が出たのは、多分第2回の委員会で既に出ております。それを受けて、第3回では、重心地域は只越ですよという話が出てきて、第3回の委員会から只越と朝日大学という地域が具体的に5つの候補になってきたというふうに経過的には見ております。

そうであるならば、少なくともこの第2回から第3回の間、つまり只越地域を出すという段階で、県とのまずは大ざっぱな案の話合いがされる、されたのかもしれませんが、されていたのかどうか、そして少なくとも中間答申を出すまでには、そこら辺はきちんと、つまり只越地域、朝日大学にするというのはあくまでも調整区域ということですので、それをするには調整が必要です、そういう説明がされておりますけれども、そのときのニュアンスできちんと言っていないと、とても中間答申として出してしまったこと自体がよかったのかどうか、少なくとも中間答申が出た段階で、じゃあ市としては、この5つの候補の中で、じゃあどこを市として考えていくのか。特に一番只越地域、朝日大学ということになれば、その調整区域の問題が出てくると、一番大きな難題だと、難題だから、今問題になっているんですけども、これをきちんとさせて、その段階で市としての考えを明らかにしていく。

まずそれをしていって、その後にじゃあ候補地が決まったら、あと具体的にどうしますかという、そういったことをすべきであったではないかというふうに思いますけれども、この問題について副市長、ずうっと関わっておられますので、その点についてどうだったか、今振り返ってみてどう思っておられますか、お答えをお願いします。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） ただいまの中間報告についての御意見でございますけれども、新庁舎建設検討委員会からの中間報告において、只越地域を第1候補地とする報告をいただいております。

当該地域での実現のためには、都市計画マスタープランへの位置づけが必要となってまいります。このことにつきましては、検討の5つの候補地の中で、市街化調整区域においても県との協議も行っておりました。その中で、いろいろな点で時間がかかることが分かってまいりましたので、現在、都市計画マスタープランとの調整を図りながら協議の準備を進めている段階でありますので、御理解いただきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） このマスタープランの中に位置づけをするということが必要だという、そういう話だと思いますけれども、これをするためには市としてどこに、初めからこの地域は無理だよということであれば、外さざるを得ないんでしょうけれども、そこら辺の最終答申が

出る前に、市としてはどこが一番適地なのか、それを明らかにして、それがないとマスタープランとか総合計画も絡むかもしれませんが、そういった中でどこを候補地にしていくのか、市としての考えを明確に出し、そして幾つかのある候補地の中で、先ほども御答弁がありましたけれども、お金がそれぞれ幾らかかるのかということも明らかにして、市民に説明をしていく、これでやっていきたいという、そういった説明をしないと、最終答申になってから市の方針はこれですと言っていてももう遅いわけですので、少なくともマスタープランをつくる段階では方針を明らかにしなければならないと私は感じておりますけれども、そこら辺はどのように考えておられるか、お願いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） マスタープランにつきましては、新庁舎建設検討委員会のほうでも第9回の際にかなり詳細に内容の説明をさせていただきました。

委員の中からは、検討段階でそういうことをもっと詳しく知っておけばというお話もありました。ただ、調整区域ということでなかなかハードルが高いという認識はお持ちだったと思うんですが、そのマスタープランに位置づけをして、上位計画との整合性を取らなければならないというようなところがかなり難しいんだなということを御理解いただけたと思います。

ただ、その反面、逆に言うと、検討委員会で制約を与えられた中で決めることなく自由に考えさせてもらったと、そういうことも大変ありがたかったというようなことも発言されている方があったと思います。

関谷議員は何回か御出席、傍聴にお見えになっていると思います。中には、モノレールを通したらどうかとか、いろいろ夢を、本当に夢をいろいろ語っていただいて、今回の只越地域ということで意見がまとまったものでございます。

私どもといたしましては、市民の方がそうやって夢を語っていただいたことに対しまして、実現をできるかどうかというところで真剣に協議を進めていきたいと思いますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 委員の方は、市の事務局等を含めて一定配慮した発言というか、頭から何やこれというわけにいきませんので、そういった気持ちも含めた私は発言だったと思っております。

そういった中で、先ほど言いましたように、マスタープランの中で候補地を一定考えるということを提起しなければならない。そのためには、市として基本的にはここに考えているよということも出さなければならないというふうに思っています。

その中で、なぜ只越とか朝日大学の南側が出てきたかという、庁舎建設に当たり敷地面積

が5万平米ぜひ欲しいなという話から、ここが候補地として追加されてきた。私はそのように思っておりますけれども、この問題についてもきちんと、なぜ5万平米、市としてそういうふうに考えておられるのであれば、5万平米が必要な理由を明確にする必要があると思いますし、それよりも狭い地域でやる方法も考えられるということも当然選択肢の中にあるわけですから、それも含めてきちんと説明をしていく。これによって対象になる地域も大きく、5万平米ということであれば、明らかにもう調整区域というのはできないという話になっちゃいますし、そこら辺を含めて、今後、副市長としてそこら辺はきちんと市民に対し、候補地を上げる、市としての考え方を明確にさせていただいて、市民に分かりやすく説明をしていただけるということでよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 5万平米の必要について御説明をさせていただきます。

本市の人口は現在まで増加が続いておりますが、近い将来、減少に転じ、高齢化も進展することが見込まれていることから、これらの課題に対応したまちづくりの推進が求められています。

こうした中で、本市は、今後のまちづくりとして、都市拠点を中心とする集約型都市構想への転換を進め、持続可能なまちづくりを目指すこととしています。また、本市の公共施設については、瑞穂市公共施設等総合管理計画に基づき、供給、品質、財務の3つの視点から統廃合による適正化に取り組むこととしておりますが、多くの施設で老朽化が進んでおり、新庁舎建設に合わせて、周辺施設も含めた統廃合による施設総量の適正化が喫緊の課題となっております。

このような背景の中、新庁舎検討委員会では、新庁舎に求められる役割、将来に向けて庁舎の在り方、新庁舎建設を契機としたまちづくりのイメージ等について議論を重ねていただきました。中間答申において、只越地域を第1候補地とする5つの候補地を選定していただきました。今後は、本市の目指すまちづくりの実現に向け関係機関と都市計画に係る協議を行い、災害時の防災拠点として、また、新たなにぎわいを創出するための拠点として、より強固な都市拠点を形成し、選ばれるまち、人口減少に対応したまちとしていきたいと考えています。

これらのまちづくりを実現するため、新庁舎の敷地約0.6ヘクタール、新市民センターの敷地0.4ヘクタール、公園約1ヘクタール、駐車場約1.9ヘクタール、その他としてロータリーや緑地等1.1ヘクタールの合計5ヘクタールの敷地面積が必要であると考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 市としては、要は5万平米必要だということですね。

○議長（庄田昭人君） 時間です。

時間になりましたので。

○10番（関谷守彦君） はい。

○議長（庄田昭人君） 10番 関谷守彦君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時11分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 棚橋敏明君の発言を許します。

棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 15番 棚橋敏明でございます。

ただいま、庄田議長より一般質問のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

まずは傍聴席の皆様、朝早くからお越しいただきまして誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて今日の一般質問でございますが、質問者の方々の表題を見ていまして、給食費のことが3名、そして新庁舎のことが2名、いかにやはり給食費が今大きな課題になっているのかなと感ずる次第でございますが、私も給食費、そして新庁舎、これを取り上げさせていただいておりますが、ほかの方にあまり重ならないように質問していきたいと思っております。

そして、一番最初には、災害発生時における事業計画（BCP）、こちらの継続について質問していきたいと思っております。

今年の1月1日午後4時10分に発生いたしました能登半島地震、これから約半年が経過しましたが、液状化現象によるインフラの被害、被災家屋の様々な問題、これによりまして解体も進まず、復旧には相当な月日を要すると報道されています。

先日も、瑞穂市におきましては、大量の降雨が危惧され、学校も早めの下校となりました。そのとき、上流部の本巢市北部、こちらでは大量の降雨となりまして、瑞穂市内の1級河川はかなりの水位となりました。長良川におきましては、郡上市方面からの大量の雨水により多くの流木が流され、今なお長良川高水敷に大量の流木が残っております。

これからの季節、集中豪雨、ゲリラ豪雨、線状降水帯、大型台風などのリスクのある瑞穂市です。また、すぐ近くには根尾谷断層、そして最近言われます養老・桑名・四日市断層帯、この心配も多々ある瑞穂市でございます。ハザードマップにおきましては、地震発生時は液状化現象のリスクが瑞穂市のかなりの面積にあると表現されています。

今、多くの自動車関連企業をはじめ、多くの企業が、この数年間の半導体がそろわなくて、職員さんに休んでいただく、そして下請協力工場に休んでいただく、このようなことが日本の

大きな経済活動をストップするという事態が発生しました。このようなことを体験され、今多くの企業が部品不足、災害時、様々な事態に対処できるよう、BCP、事業継続、そして復旧の計画策定を進めています。

瑞穂市においても、災害時におけるBCPを進めておられると思いますが、地震、水害、大きな火災、このような場合、被害を最小限に抑え、市民の皆様の生活を、そして命を救い、少しでも早く日常生活が復旧できるようにしておられると思いますが、現況と今後の計画、そして策定などをお伺いしたいと思っております。

これよりは質問席のほうへ移らせていただきます。

まず皆様方の救命救助の体制、今まずは自助が原則と言われますが、瑞穂市の場合、想定されますのは、多くの高齢者、この方がお亡くなりになるような場合が発生するのではなかろうかと。また、能登におきましても、高齢者の方々がお亡くなりになるケースが多数発生しております。このような高齢者の方々、瑞穂市においての高齢者の世帯の確認、そして日常の避難訓練はしていますか、このことについてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、おはようございます。

議員の御質問にお答えさせていただきます。

当市において、高齢者世帯や障害者等の災害時に配慮の必要な方の確認につきましては、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿への登録事務を行っており、毎月対象となった方へ登録の有無の確認を行い、その名簿については、自主防災組織や消防団、警察署等と共有を図っております。

また、各小・中学校をはじめ、コミュニティセンターや市民センターにおける指定一般避難所で、自治会長をはじめ自治会役員を中心として避難所開設訓練を行っております。令和5年度には18回開催しており、こうした避難所開設訓練や地域のイベントに高齢者の方も積極的に参加していただくことで、顔の見える関係や地域コミュニティをつくっていくことが重要であると考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 今、高齢者の方々、そして高齢者の世帯の方々、この方々に毎月確認の作業を行っているとお聞きしましたが、どのような手法で行っておられますか、お答えくださいませ。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 毎月、65歳以上のみで構成されている世帯の方へ、誕生月ですね、65歳になった方へ避難行動要支援者名簿登録通知というものをお渡しさせていただいております。

す。こちらのほうは、御本人の意思ということで登録するかどうかというところがありますが、そういったようなところで毎月行っておるところでございます。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 毎月行っておられるのは分かりましたが、どなたが伺っておられるのか、それとも書類上だけのことなのか、ちょっとお答えくださいませ。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、登録通知書を御本人にお渡しさせていただきまして、回答いただいたものについて名簿を作成しておるところでございます。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 名簿というのは分かったんですが、御本人にお会いに行っておられるとか、そんなふうに私、毎月えらい熱心にやっておられるなと思ったものですからついお聞きしたんですが、例えば民生委員の方々とか、防災の方が直接伺いに行っているとか、そういったことはないわけですね。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 大変申し訳ありませんでした。通知をさせていただいておることことで、御本人とということはないと思っております。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 分かりました。

続きまして、やはり自助が一番の原則だと思います。やはり自分で、例えば地震が来た、これはもう本当に時間が短うございます。やっぱり水害と違って、水害は多少時間的余裕はあるかもしれませんが、まず自助で即座に行動を考えなきゃいけないのは地震かなと思いますが、そのやはり自助というところが、その後に来るものが何なのか。例えば隣の人はどうなんやろう、1軒さらに隣どうやろう、道路の向かいの人どうやろうと。やっぱりそういったときに一番動いてもらえるのは、私は防災士だと思います。

この防災士、今、徐々に広がりつつありますが、100世帯としましょうか、100世帯ある自治会の中で、恐らく1名か2名だと思いますが、やはり自助だけでは済まない。特に今回の能登の地震なんか見ていましたら、インフラがやられちゃっている。そうしたら、隣の人をどうやって助けるんやといったら、隣の人が助けないかんわけ。仲間が助けなきゃいけない、地域の方が助けなきゃいけない。そんなときには、防災士の役目というのは非常に大きいと思います。

そんな中、この瑞穂市として防災士の育成、このようにしてどのように考えておられるのか。また、地域的に何名の方々になっていただきたいと思っているのか、そういったことの計画がございましたらお披露目ください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 防災士につきましては、昨年度当市が開催いたしました防災士養成講座に、主に各自治会から推薦を受けた方に受講していただいております。これからは、地域に根差した防災士の育成が重要であると考えており、地域の防災リーダーとして地域の防災力の向上に取り組んでいただくために、各自治会1名から2名程度の防災士を配置していきたいと考えております。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 地域で1名ということは、今もそうじゃないんですか。今現在、各自治会のほうに防災士、今年の場合は8月でしたね、どなたかやってくれませんかというオファーをされたと思いますが、果たしてその1名だけでいけるのかと思いますし、昨年と同じようなことを言っておられたような気がしますし、やはりまず自助ができない人、挟まっている人、この人を助けるためには、やはり救急車が来る前、そしてまた工作車が来る前、まずお隣の人、また近隣の方々じゃなかろうですか。それに対して、自治会で1人でせえではちょっと心もとないし、なおかつ知識だけでも地域の多くの方々が身につけるべきだと私はと思いますが、さらなる瑞穂市の計画がございましたら教えてください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 先ほどお答えさせていただきましたが、現在のところ各自治会で1名から2名選出いただければと考えております。現在、令和5年度におきましては50名の方の枠を取らせていただきまして、自治会からは29名、令和6年度につきましては自治会から39名で受けていただいております。残りの方とはいうところでございますが、地元で活躍していただいております消防団の方にも受講をいただきまして、御活躍をいただきたいと思いますし、各自治会にも防災士の配置プラス消防団の方もそういったようなところで御協力、御支援いただけていると思っております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） やはり何か一番大事なところが抜けているような気がしないでもないですね。やはり本当にこれ、神戸の震災のときでもそうですが、能登のときでもそうです。隣の人に助けてもらったわという話がいっぱいあります。まさに隣の人が、遠くから来る救急車、遠くから来る救助工作車よりも、どれだけの力があるのか。隣の人が声をかけて3人集ま

ったら、柱だって持ち上げることができるかもしれません。これ、すごく僕は大事なことだと思います。

そのことにつきまして、今お聞きしましたら、このまちには100弱の自治会があるはずです。その中にありまして、各1名もまだ行っているのか行っていないのかというような状態かいなあと感じざるを得ないんですが、果たして今後もこのような自助だけを頼っているようなやり方で果たしていいものでしょうか。部長もしくはこういった災害のときに、やはり伊の一番先頭になって動かれる副市長、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 防災士に共助の世界を全部責任を負っていただくという考えは全くございませんので、防災士会の、先ほど企画部長も申し上げましたとおり、市全体の防災士は各自治会の防災士1人から2人を集めて講習会を開いて、それぞれの自治会で自治会の市民の方を対象に訓練をやっていただく企画のほうに回っていただきたいというふうに思っております。

今までは、自治会ごとの防災訓練につきましては、自治会長さんが中心に防災訓練を行ってみえました。ところが、自治会長さんは大変お忙しいので、前年と同じ企画をしてみえます。ですから、そういったところを防災士が役割分担として防災の企画のほうに当たっていただいて、訓練を自主的にやっていただくということを考えての防災士の資格取得の予算となっておりますので、よろしくお願いいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 今回の能登半島地震によりまして、やはり多くの皆さんが防災士、こういったシステム、それと同時に防災士の養成・育成、こういったことにつきまして、多くの目が向けられるようになってきたと思います。

恐らく瑞穂市は今の副市長のお考えかなと思いますが、ほかの市町の中には、ここは真剣にちょっとやってみようよと。まず、ここ最近の震災を見ていても、助けられるのは近所の人やぜと、いろんな意味で考え方が変わってきたと思います。

そんな中、やはり防災士、そしてまた防災士に代わる方、こういった方を各地域何名とある程度目標を決めて、私は設定しなかったら、今現在の地震、やはりこれに対して対応はできないと思いますし、例えば水害でも、私どもの水害はじわりじわりと水が増えてくるだけという観念を持ってしまっております。ただし、堤防の決壊の場合は、やはりそうじゃないと思います。このときには防災士の力、そして近隣で防災にはどのように動いたらいいのか、こういった知識、そして感覚、体力、そしてそのかいわいの地域、どこに高いところがある、どこに避難すればいいんだ、そういったことをしっかり熟知した方が必要だと思いますが、改めてもう一度伺います。

すみませんが、防災士及び防災士に準ずる方々、各地域何名かと目標を設定して計画しておられるかお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 防災士の設置については、現在のところ予算化しておるのは各自治会に一、二名ということでございますが、防災士に係る期待というのは本当に大きなものがございいます。自治会の防災訓練、それから避難所の確認、訓練等も含めて、防災士の方が企画して、自治会であれば民生委員の方であったり、各班長さんであったり、消防団であったり、いろんな今現在ある組織を活用して地域力の向上に努めていただきたい。それが防災士の資格であるというふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 私たちの地域で防災の避難の訓練、こういったことで朝日大学のラグビーの生徒たちに、リヤカーを引いてください、お年寄りの方々、乗せてあげてください、車椅子を押してあげてくださいということで話しかけまして、なおかつ高齢の方々にすみませんが運ばれる役をやってくれませんかをお願いいたしました。以前でしたら、多くの方が恥ずかしいで嫌やわと遠慮なさいました。今はそうじゃないんです。防災の様々な器具が置いてあるところ、どこですか。そして、ラグビーの生徒たちも真剣になって、それじゃあ車椅子、この段差どうしたらいいのか、それに乗っているお年寄りも我先に今は手を挙げてくれます。

みんなが身近な問題として取り上げている。やはり皆さん命が大事です。そして救命することによって、救命した人、この方々には心の誇りが生まれます。どうかいま一度、防災士の育成、そして防災のため、救助のため、地域の方々に何らかの安心できる、そういった素材を育てていただきたいと思います。

それでは、その次に移ります。

被災者支援、避難所は市内に今何か所ありますか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 現在、当市におきましては、指定緊急避難場所、いわゆる一般的に避難場所と呼ばれる施設は78施設あります。そのうち、指定一般避難所が26施設、指定福祉避難所が1施設でございます。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 78か所ですね。

まず、これはお調べにはなっておられないかもしれませんが、もし村落から距離的にはどんなもんとか、そういった目安というのは考えて設けてあるんでしょうか。ちょっとお尋ねしま

す。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今回の指定一般避難所につきましては、26施設あると答弁させていただきましたが、そちらのほうの内訳が、基本的には小・中学校、市民センター及び防災コミュニティセンター等々ということで設置しておりますので、距離等ということは、申し訳ありませんが、決めておりませんので、お願いします。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 距離に対しては、そういった決めてはないということでございますが、いずれやはりそういったことも、本当に高齢の方々を見ていただけると分かりますが、本当にどのように避難するのか、やっぱりこれも大きな問題だと思いますので、距離とかその道筋、そういったことも何かの折にはやはりその基本の中に入れていただきたいと思う次第でございます。

さて、その次でございますが、この避難所の水、電気、トイレ、通信、食事、こういったバックアップ体制ですね。最近では、岐阜市が8月1日から下水料金の値上げ、この理由といたしまして、万が一の下水不備、このようなことが発生しないように修繕、管理、取替え、これに対する財源をどうしても含まなければならない。そのためには、8月1日からの料金の値上げを御理解くださいと、今、様々な資料を配っておられます。それぐらいインフラというのは大事だと思います。避難所の水、電気、トイレ、通信、食事、このバックアップ体制について教えてください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 備蓄についてでございますが、議員言われますとおり、水などの食料や簡易トイレをはじめ、避難所での生活に必要なパーティションや段ボールベッド、毛布、また発電機やバルーンライトなどを主に小・中学校の避難所の備蓄倉庫などに備蓄をしております。

しかし、避難された全ての方への十分な備品を備えているとは言えませんので、災害時の応急生活物資や資機材の協力については、株式会社バロー、株式会社P L A N T、株式会社カーマなど多くの事業者と協定を締結し、また中部電力パワーグリッド株式会社岐阜支社や西日本電信電話株式会社岐阜支店との協定では、電気や通信関係、インフラ関連のバックアップ体制を確保しているところでございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 確かに、このインフラにつきましては、そのときにならないと分から

ない。ただし、本当に今ちょうど瑞穂市は下水の工事をやっているわけですが、そういった災害時のことも考え、下水だけでなしに、この場合だったら合併槽のほうがいいんじゃないかというようなものも考えた上で、やはりこの避難所、こういったところで水、電気、トイレ、やはりしっかりとやるべきだと思いますし、そういったこともこれからしっかりとしたバックアップ体制、これがやはり市がやってくれたなど、一日も早く市民生活に戻れるなどという、僕は大きな根幹になると思います。

続きまして、救援及び復旧体制でございます。

地元及び近隣の建設業者との連携、これが今回の能登半島地震、これを見ておりましたら本当に必要だと思います。災害の種類によって、このようなことをやっているかどうか。そして、養老・桑名・四日市断層帯、このことが喫緊の課題になりつつあります。様々地元の建設業者、こういったところの連携、そういったものはどのようにになっているか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 当市では、市内の土木建設業者等で構成されている瑞穂市緊急対策協力会と、平成16年に瑞穂市の災害応援協力に関する協定を締結しております。この協定では、地域防災計画に基づく被災者の救出及び社会基盤施設等の応急復旧について必要な事項を定めており、具体的には、倒壊家屋等からの被災者の救出支援や社会基盤施設等における災害の拡大防止に関する措置及び応急復旧となり、市の地域防災計画の中にも災害応急対策に御協力していただける団体として明記させていただいております。

また、市と災害発生時等応急措置対応業務委託を毎年締結し、災害時に限らず、事前の河川巡視や土のうづくりなど対応に御協力いただいております。瑞穂市緊急対策協力会とは、日頃から会議に参加するなど、緊急でも連絡を取り合うことができる関係性の確保や市総合防災訓練に参加いただくなどの協力体制を築いておるところでございます。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 非常にうまくやっているよと、お互い情報交換しながらやっているよということを伺っているんですが、ただ、ちょっと不安な部分があるんです。一番原則的なその土のうの部分ですね。

実は、以前こんなことがございました。かなりの雨が降って、それで森地区がやはり水がつかりそうになってしまいました。そのときに、犀川の曲がり角のところに、それじゃあ土のうを並べようということになりました。ところが、それじゃあ土のう袋がどれだけそろったかというのは、土のう袋というのはやはり経年劣化しやすいんですね。入れておけばさらに経年劣化しやすい、裸のまんま、袋のままの状態であっても、やはりどうしても劣化しやすい。そんな中、本当に必要な個数まで集まらなかった。本当苦々しい思いがしますね。

なおかつ、そこに新しく家を建てられた方、どうしてうちの家を守ってくれないのと、目の前の犀川が増水しているじゃないですかと。どうしてここで守ってくれないの、土のう1個分で助かるじゃないのと、そのような悲鳴が聞こえてきます。そういったことが二度と起こらないように、基本のキ、土のう、そういった基本の中のキになる部分、これは市のほうで準備すべきじゃないかなと思ったりします。そんなところ、もしお考えがありましたらお答えください。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 先ほど答弁させていただきましたが、議員言われるとおり、市のほうも準備が必要と考えられますので、今後また検討の中に入れたいと思っております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 数年前に起きた犀川の氾濫において、当時の反省として、消防団が土のう袋を用意しようという計画をしましたが、人力ではなかなか難しいという反省点もございまして、先ほど企画部長が言いました緊急対策協力会が重機をもって土のう袋を用意していただいて、緊急時には重機で土のうを作っていただいてトラックで配布するというような、今その協定のほうも結んでおりますので、消防団のほうは現場でその土のうを積む役割というふうに分担をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。やっぱり副市長、よう考えておってもらえたんやなと思います。ありがとうございます。

やはり本当に目の前で増水してくる、そういった状況を、やっぱり新築したばかりのおうちの方が見ていたら本当につらいと思います。どうか様々な意味で、安心・安全、やっぱり守ってあげたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、様々な部分でのこういった災害時、このときの財源の確保、このことについてお尋ねいたします。

岐阜県内では、飛騨市が大規模災害発生時用に財政調整基金を組んでおられると聞いております。それだけが目的というわけではございませんが、飛騨市のホームページ及び飛騨市の中で、そういった事柄が出てまいります。特に飛騨市、そして高山市、この2つはよく水害に遭われるところがあります。川床が高いといいますが、様々なそういった危惧されるリスクがあるかもしれません。しかしながら、この瑞穂市においても、やはりいざというとき、これといった地震、それが起こった場合にはやはり財源が必要でございます。

この瑞穂市におきまして、財政調整基金の何%か、またそのうちの金額でこの部分はいざ災

害、いざ緊急時、このときに使うんだよという心積もりで組んでおられる部分があるのかどうか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市の財政調整基金は、瑞穂市基金条例第3条の設置の目的のとおり、年度間の財源の調整を図り、財政の効率的執行と健全な運営に資するため、積立てをしております。また、財政調整基金の処分については、基金条例の第8条におきまして規定がされております。

御存じかもしれませんが、少し読み上げさせていただきます。

アといたしまして、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。イといたしまして、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。ウとして、緊急に実施することが必要かつやむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。エ、長期にわたる財源の育成のために行う財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。以上の場合に限られております。

災害発生時の財源として、条例で定めるとおり、財政調整基金を充てることは無論でございますが、災害復旧事業債なども活用して、できる手段を総動員して災害復旧の予算対応をしていきます。

御質問の財政調整基金が災害時用として何%または金額を具体的にということでございますが、決まっておりませんが、ただ、基金条例におきまして、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるということで処分ができることとなっております。活用していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ということは、今読み上げていただきましたとおり、そのときの災害の具合によって、ぱっとしと使えるよということで安心しておいってくださいということでしょうか。ありがとうございます。

それでは、災害につきまして、あと1つだけ、すみません。

養老・桑名・四日市断層帯、このことについて、これは私も最近知ったわけなんですけど、どのように学ばれておられるのか、どの程度危惧されるものなのか、もし御存じのことがございましたら教えてくださいませ。

○議長（庄田昭人君） 質問事項にありませんので、次に進めてください。

○15番（棚橋敏明君） はい、分かりました。

私は、質問事項にはございませんけど、本当に大事なことだと思います。

やはり皆さん本当に、根尾の断層は濃尾地震ですね、このことは皆さん御存じだと思いますが、これ私の知る限りではマグニチュード8、そして養老山脈の東と西側で8メートルぐらい高くなると、それぐらいの大きな断層が発生すると。これが、やはり当然瑞穂市にも影響するというようなことは、もうグーグルにも書かれております。まさにそういったことを本当に市役所として研究していないのか、それとも研究しようとしていないのか、危惧していないのか。また、岐阜県のほうからそういった要請が来ていないのか、国のほうからそういった要請が来ていないのか。やはり私は、質問事項には含んではございませんが、学んでいただきたいと思います。う次第でございます。

それと同時に、水害のパターン、そして地震のパターン、そしてまた水害の場合、堤防の決壊なのかバックウオーターなのか、しっかりと分析する、そういった学び、私たちと一緒にやるべきだと私は思っております。その都度、その後の処理は変わってくると思います。どうかみんなで一緒に学んでいきたいと思います。そういった中、執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは次に、質問を変えさせていただきます。

給食費の値上げについて、諸物価の中でも野菜、果物、魚、肉、卵、これにつきまして、まだまだ今後も値が上がりそうです。さらに、お米も不足が今想定されてきております。このような報道がある中、瑞穂市の場合は人口増加ということだけで何か考えていかなきゃいけないことをつい忘れてしまっているんじゃないかなと思うところがあります。

この人口の年齢別構成でもしっかりと見てみましたら、子供さんたちの数の推移よりも、高齢者の方々の長寿化、これによって人口が減らない、人口が増加している、そういったところも人口の動態の中でかいま見ることができます。

そんな中、給食費のことについて質問させていただきます。

まず、出生率1.2、全国でこうなりました。過去最低となりましたが、瑞穂市の出生率はどんなものでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 厚生労働省が令和5年人口動態統計月報年計（概数）を取りまとめ、今月5日に公表されました。今、議員がおっしゃったとおり、合計特殊出生率は全国が過去最低の1.20、岐阜県が1.31と公表されましたが、瑞穂市の合計特殊出生率は分かっておりません。今回は概数ですので、9月に公表される確定値を待たなければならないかと考えるところです。

直近の瑞穂市の合計特殊出生率は、令和3年の1.53です。そのときの岐阜県は1.40、全国は1.30となっています。令和3年以前の10年間の数値を見ましても、瑞穂市の合計特殊出生率は県、全国を上回っています。出生数を見ますと、令和元年が545人、令和2年が538人、令

和3年が495人、令和4年が569人、令和5年が530人となっていますので、令和5年の合計特殊出生率も県の1.31よりは高い数値じゃないかと推測しているところです。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） となりますと、今ちょうど出生の子供さんの人数もちよっとお答えいただいたんですが、瑞穂市のこれからの出生、それと同時に、今までお生まれになられた子供さんの数、こういったところから、今後の給食の食数ですね。全ての方が小学校、中学校に行かれるわけじゃないかもしれませんが、予想はできるんじゃないかなと思いますので、今後の食数の予想の推移を教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほど出生数について述べましたけれども、ここ数年はほぼ横ばいと言えるかと思います。しかし、今後の給食数、すなわち子供の数の予想となりますと、若干減少傾向にあるかと予想をしております。

国勢調査の5歳から14歳の人口で説明させていただくと、平成27年（2015年）が5,690人、令和2年（2020年）が5,924人で、この5年間234人の増加となっております。しかし、この5年間の変化から、コーホート変化率法による推計される人数は令和7年（2025年）が5,534人、令和12年（2030年）が5,032人と減少していくことが見込まれます。したがって、現在、児童・生徒に教職員等を加えて6,700食程度調理を行っていますが、今後は微減の傾向になるのではないかと予想するところです。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 微減ということで、やや食数自体は減っていくんじゃないかなという推移でございますね。

続きまして、各種食材の価格、供給、このことにつきまして、特に今回の米の件も出てきておりますので、教育委員会で研究しておられる件、また分析しておられる部分、そして懸念、このことについて御報告いただきたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 使用食材や予定食材の価格の動向については、食材卸業者などに2か月前に使用食材見積書を提出いただいた際に、生産地や加工状況の情報提供も求めています。その状況を各月に開催している物資選定委員会において、保護者の代表や学校代表者と共有し、給食センター、栄養教諭の助言の下に食材の一部はここで決定を行っています。

それから、前年度末に作成する献立の年間計画から、使用予定食材の流通や価格の動向の情報を新聞や市場、JA等から収集し、半年前から1か月前までに決定する献立食材もあります。

また、本市においては、ＪＡとおんさい広場出荷者組合と給食センターの３者で協力連携の下、地産消会議を行い、使用野菜の計画栽培を行い購入しております。

しかし、食材の価格高騰は現在も続いておりますし、岐阜県産の地産地消関連食材は年々数量確保が難しくなっている状況でありますので、懸念されるところであります。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 様々な努力をしていただいているなということを感じる次第でございます。ただ、本当に世の中の動きが、値上げ、値上げ、特に多くの意味で人件費の値上げがあったものですから、様々な物価も当然値上がりになってしまう。その本当にしわ寄せが給食費というところに来ているんじゃないかなと思います。給食の原材料、そんなところへ来てしまっているのかなと本当に懸念する次第でございます。

そんな中、今月の12日でしたかね、文部科学省から、以前より教育委員会の事務局長が言っておられました調査、このことについての返答になるのか、一応発表になりました。これを見ますと、自治体の3割が給食無償化、コロナ交付金におきまして大幅に増加したと。そして、かなりのところが給食費の無償化を執り行っていると。それと、コロナの交付金で一旦はやったけれども、どうしようかなと悩んでいるところも多々あると、そのようなことを聞いております。この調査に、恐らく瑞穂市もお答えになられたと思います。

一番最初のそもそものが昨年3月29日、自民党のほうとしては、子供さんを育てるため、「こども・若者」輝く未来創造本部、こちらのほうから給食費を無償化、このことをしっかりと検討し、そしてたたき台に反映すべく調整、調査に入るといことを言われ、それが今回の6月12日の発表になったのかなと思います。

これを見られて、教育委員会としてどのようにお感じになられたか。何か話合いとか、そういったことが行われたとか、それとか、こんな具合であるねとか、何かそんなことを思われたことが何かございましたら教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今回の調査結果は、こども未来戦略に基づいて、そのところで、要は1年以内にまず現状を公表するという形で公表されました。未来戦略で言えば、今後要は様々な課題を検討して、無償化の実現に向けて取り組んでいくということになっております。

実は6月14日に文部科学大臣が記者会見を行いまして、その辺を記者が質問されています。ちょっと残念なんですけれども、文部科学大臣からは、やっぱり今後、児童・生徒間の公平性、あるいは国と地方の役割分担、政策効果などといった観点や法制面から課題を整理していくと

いうところでございますとお答えになって、さらに記者から質問を受けて、大臣からは、次の方向性については現段階では決めておりませんと、ちょっとまだ私どもとしては残念な記者会見のあれがあったと。

御承知のとおり、実は21日に首相が今度記者会見を行いました。ちょっと私も細かいところまで新聞しか見ていませんけれども、そこの中で、要は、御承知のとおり、電気・ガス代の補助がこの5月で切れるということで、さらに延長するよというお話の中に加えて、学校給食費の負担軽減やもろもろのところ、もう一回国の重点支援地方交付金の拡充を検討するという一応記者発表されましたので、私どもとしてはそこに期待をして、昨年、一昨年は国の交付金を用いて物価高騰分を補填してまいりました。今回も一応21日にそういう首相からの記者発表がありましたので、また今年度もできればそちらのほうで交付して、そのうちの物価高騰分を補填いただければというふうには考えているところであります。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがたい情報でもありますね。ありがとうございます。何か喜んだり悲しんだり、もう本当に交互の状態ではございますが、そんな中、他の市町村、瑞穂市以外の市町村、今回の給食費の値上げ、この動向とか対策、何か動きがあるのか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 総括質疑のときにもお答えさせていただきましたけれども、岐阜地区の値上げにつきましては、岐阜市と羽島市が今年度行っています。ただし、岐阜市は値上げ分の半額、羽島市は値上げ分の全額を市が補助すると伺っています。他の市町は、値上げは行わず、物価高騰分を市町で負担すると伺っています。

また、過去には、北方町が令和4年4月、大垣市が令和5年9月に値上げを行っており、今年度からは全額保護者負担と伺っております。以上であります。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ありがとうございます。

各市町村がかなり給食費のこと、そして無償化、そしてまた値上げ、このことにつきましてかなりの市町村が本当に考えているんじゃないかなということをかいま見られる次第でございます。

さて、この瑞穂市ですね、こどもまんなか応援サポーター宣言、これをしておられます。この意味からしまして、子供の応援のサポーターとして、このたびの給食費値上げを保留するような子供真ん中、応援しようやないかということで、給食費の値上げ、保留しようやないかというような計画はございませんか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 瑞穂市は、こどもまんなか応援サポーターとして、子供たちのために何が最もよいことを常に考え、子供たちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するために、こども基本法の基本理念にのっとり子供施策を行っていかねばなりません。

給食費の物価高騰や無償化は、これまでも答弁させていただいておりますが、市長の政策的判断ではなく、国の施策として実施していただきたいと考えているところであります。今後の国の具体的方策を注視していかねばならないと考えますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 本当にこどもまんなか応援サポーター宣言、こういったことを宣言しておられるので、くれぐれも前向きに前向きに、子供が真ん中やよと、そして応援しているんやよという気持ちをやっぱり貫き通してほしいと思います。その上で、おいしい給食、そして悩まないで子供たちが食べる、そんな給食にしていいただきたいと思います。どうか、お願いしたいと思います。

さて、最後の質問でございますが、新庁舎の建設について、実は多くの市民の皆さんが只越という名前を聞いて、只越ってどこやな、あの調整区域になっておった只越の部分かな、それとも住宅があるほうかな、そんなような御質問がございます。当然、田畑のある只越の地区だよと。そうしたら、調整区域やったら安う買えていいねとおっしゃられる方が多々ありました。ところが、それでは進まない。市街化にしないと事を進めることができないんだよということを知られ、市民の皆様が何億余分に要るんやねと、20億かね、30億かね、このようなことが多々さやかれるようになってまいりました。

そんな中、時間もございませんので、2つほど質問させていただきます。

3月の市議会以降の状況を教えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 3月22日に第10回の新庁舎建設検討委員会を開催し、その経過等につきましては、議員も御出席していただいていたと思いますが、6月19日の総務委員会協議会で報告のほうをさせていただきました。

新庁舎建設検討委員会から中間答申として提出を受けております第1候補地の只越地域につきましては、市街化調整区域であることから、関係機関と都市計画に係る協議が必要となりますので、現在はこの都市計画協議に向けた準備を進めているところでございます。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） この次の質問に移りますが、時間の関係もございますので、まずこの有力な候補地、只越以外も含んだ上で、似たようなロケーションの市役所、既にできているところ、そして今建設を考えておられるところ、様々あろうかなと思います。せんだっても御嵩のほうで予算のことがありました。そしてまた、美濃加茂のほうで商工会のほうから提言がありました。そしてまた、既に造っておられるところ、例えば関市、やはりロケーションはよく似ております。そのようなロケーションの市役所、これをみんなでこの研究会、また委員会の方々が見に行ったことがあるかどうか。そしてまた、有力な候補地ごとの土地代、調整区域を市街化にしないといけないんやったら、どれだけお金が要るんや、建物は幾らかかるんや、道路、その整備、インフラ、これらがどれぐらいかかるんや。それぞれの候補地ごとに似たような市役所を見に行く。そしてまた、候補地ごとの費用の概算、これが非常に大きな大きな判断基準になろうかなと思います。費用の概算、そしてまた委員の方々にも似たようなロケーションを見に行く必要があろうかなと思いますが、そのような計画はあるのかどうなのか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員が言われるロケーションというのは、ちょっと意味が分かりかねますが、新庁舎建設検討委員会で先進地を見に行くということは今のところ行っておりませんが、市内の候補地につきましては、全ての候補地につきまして現場に足を運び、ほとんどの方が、ああ、この場所なんだということで認識をして、今回の第1候補地の選定を行っております。

新庁舎のみの建設費につきましては、先ほどの関谷守彦議員の御質問と同じ答弁となつてしましますが、どの場所であっても大きな費用の差は生じないと考えております。候補地ごとの概算事業費については、新庁舎建設検討委員会からの最終答申の前までに算出する予定としております。以上でございます。

[15番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 私は、絞り込む前に、やはり全てのところを費用概算するのはなかなか難しいかもしれませんが、これが比較検討の中で最低限必要だよという、やっぱり2つ、3つ、そういった中で、そういった箇所での費用の概算は必要かなと思っております。なおかつ、瑞穂市は全体の29%が市街化調整区域と思っております。そんな中、市街化調整区域、非常に皆さん、地域の方々悩んでおられます。新家が造れない。本当に困っておられます。

そんな中、誰もが来てもらいたい、だけれども、すぐ隣が開発ができない。市役所ができて

もすぐ隣の開発ができない。そんな中、市民の方々がお金も心配やと、調整区域やったら安う
できるでいいねと私は思っていました。だけれども、それが市街化に切り替えてだったら何
ば余分に要るんですかと、市民の方々が心の底から心配しておられます。そういったことを申
し添えて、私の質問を終わりたいと思います。今日は様々な質問をさせていただきまして、あ
りがとうございます。本当にまた真摯にお答えいただきまして、心より感謝申し上げます。ど
うも皆様、執行部の皆さんありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 15番 棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 議席番号8番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、民間のデータによると、瑞穂市の平均年齢は42.7歳と、県下42市町村の中で一番若い
市町となっています。全国平均が51歳で、瑞穂市が約8歳若く、岐阜県が49.5歳となっており、
同じく瑞穂市が約7歳若いまちとなっております。ちなみに、42位の加茂郡白川町が58.3歳で
すから、瑞穂市は平均で15.6歳若いまちとなっております。

では、議員の平均年齢を調べてみますと、4年前の改選時は63.8歳であり、任期満了時は約
68歳になっていたと思います。今、この議場にお見えの議員の皆様の平均年齢が58.7歳となっ
ておりますから、平均年齢で10歳も若返った議員構成になっていると考えております。

改選時のデータですが、岐阜県では岐南町が一番若く56.4歳、本巣市が60.5歳、北方町が
61.5歳、人口増加の傾向にある可児市が61.1歳、美濃加茂市が61.7歳となっています。

私は、県下でこの一番若い瑞穂市が成長し続けるためには、若い市民の皆様の意見を取り入
れ、若い議員の英知と新たな行動力が今後もっと必要になってくるのではないかと、そのように
考えております。それは、今回の投票結果で、25歳から30歳の投票率が5%アップし、30歳か
ら40歳の投票率では10%以上の投票率のアップにつながった結果を見ても、期待は大きいもの
だと私は感じております。また、今までの瑞穂市の発展に寄与され、今後も豊富な経験を生か
して活躍していただく必要のあるベテラン議員も多くお見えになります。私は今回の議員構成
が、女性議員が少ないことはございますが、年齢的にはバランスの取れた、まさに瑞穂市を切
り開く新たな第一歩になったのではないかと、そのように感じております。

今回の質問とは少し異なる前段にはなったかもしれませんが、私が一般質問させていただく

西校区、中校区の人口問題を考える上で関連深いと述べさせていただきました。

私は未来ある瑞穂市に期待をかけ、質問をさせていただきたいと思います。執行部の皆様も声高らかに答弁していただけるとありがたいと思います。

これより質問席に移り、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現在、瑞穂市は言うまでもなく県下、全国的に見ても数少ない人口増加のまちとなっています。しかし、2030年の推測値5万7,000人をピークに人口減少が始まり、2050年には現在より3,000少ない5万3,000人、率にして5.4%減になると推測されています。県下では、美濃加茂市に次ぐ減少率となっています。ちなみに、岐阜県は51万人減で146万人、率にして25.8%の減少であると推測されています。しかし、この推測値は瑞穂市全体のデータであり、瑞穂市内では二極化が進み、人口減少が進みつつある西校区、中校区の人口推移とはかけ離れたものになっています。

最初の質問に移りますが、2003年の合併当時からの西校区、中校区の人口推移についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 若原議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずは、市全体の人口推移ということでお話をさせていただきます。市全体の人口推移は、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2030年までは人口増が見込まれますが、それ以降は減少が続いていくとされています。その中、御質問の西・中地区の推計につきましてお答えさせていただきます。

まず西校区でございますが、合併時の2003年度末の住民基本台帳の人口は4,218人となっており、2008年度末あたりまで増加を続け4,466人となっております。その後、2013年度末で4,364人、2018年度末で4,122人、2023年度末では4,034人と緩やかに減少を続けており、合併時から2023年度を比べますと184人減少しております。

次に、中校区でございますが、合併時の2003年度末の住民基本台帳の人口は3,280人となっており、2008年度末で3,337人、2013年度末で3,311人、2018年度末で3,258人、2023年度末では3,059人と緩やかに減少傾向にあり、合併時から2023年度末を比べますと221人の減少となっております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 今の数値によりますと、磯部部長が言われたとおり、2008年頃をピークにして西・中校区とも人口が減少傾向にあるということになっております。市内では、この2地区のみが恐らく人口減少ではないかと考えております。

最初に、私の全ての質問の内容になってしまうかも知れませんが、通告の順序に従いまし

て、この人口減少の主な原因について推測できることがあればお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 本市は、ＪＲ穂積駅があり、名古屋まで28分、また国道21号線が通っており、交通至便となっていることから、市街化区域には新たな住宅が建てられることで社会増が起き、さらに子育て世代等がその住宅に引っ越すことで自然増が起こっており、市全体で見れば人口増となっていると考えます。

ただ、その反面、西・中校区は農業振興地域であることから、令和３年４月１日より農振除外に関する土地利用目的についての適合性の基準を緩和し、一般個人住宅についても一定の基準をクリアできれば自己用住宅を建てるのが可能となりましたが、農地転用の許可や農振除外手続などが必要となるため、宅地開発が活発に行われず、社会増が発生しにくいことが人口減少の一因になっていると考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） その問題に関しましては、後ほどまたお尋ねしたいと思いますが、今の西地区で184人、中地区で221人の合併当時の人口減ということでございますが、予想以上に様々な影響が出てきているとお聞きをしています。

特に、自治会活動などに影響があると聞いています。どのようなことが影響があるのか、また自治会活動以外でも人口減少による影響があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員御指摘のとおり、西・中校区の人口は減少傾向にあるとともに、少子高齢化が進んでいる地域でございます。

また、自治会の加入率についても低下傾向にあるのが現状でございます。自治会活動につきましては、役員の成り手不足に加え、役員の高齢化や活動参加者の減少などの影響が出ていますと聞いております。役員の担い手不足については、自治会長を中心に小学校区ごとの充て職等があるため、特に自治会が少ない中校区の負担が大きくなっていると考えております。

市全体で運営している各種団体では、消防団員や交通安全協会等の選出にも苦慮していると声を寄せられており、自治会加入率の低下に加え、少子高齢化が大きく影響していると考えております。

これまで、自治会内または自治会と連携して活動を行っていた子ども会や老人クラブといった各種団体についても、一部の自治会では人口減少により休会や解散、統合等をせざるを得ない状況となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、これまで行われていたみこしやフェスタ、グラウンドゴルフ大会などの行事の実施が難しくなっているとの声も聞いております。

西・中校区においての人口減少・少子高齢化は、自治会のみならず、その他の団体や各種行事などに大きく影響していると考えております。以上です。

〔８番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 今お聞きしますと、様々な問題が出てきていると思います。大月地区では、子供がいないよというような話も聞いたことがございますが、こうした問題をやっぱり解決していかなければならない、私はそのように今考えております。

では、今後のこの地区の、現在把握できている将来の人口推移について分かればお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 将来の人口推計につきましては、市全体での推計でお答えさせていただきますと思います。

さきにお答えいたしました国立社会保障・人口問題研究所から発表された市町村別将来推計人口では、校区別の推計はございませんが、瑞穂市全体では2030年まで人口増加を続け、5万7,188人でピークを迎え、その後減少に転じ、2050年には5万3,347人になるとの推計がなされております。以上です。

〔８番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 校区別の人口推移が分からないということですが、これに関しては引き続き何か調査できることがあればお願いしたいと思います。

次の質問に対しまして、事前に議長に資料の提出をお願いしてありますが、改めて議長に資料の配付の許可を求めます。

○議長（庄田昭人君） 資料の配付を許可します。

〔資料配付〕

○８番（若原達夫君） ありがとうございます。

それでは、資料に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。

この資料は、農業振興地域の土地利用計画図になっております。この中で、黄色で示されたところが農用地と書いてあります。同じくオレンジ色で示されたところが農業用施設用地、そしてその他の白い部分がございますが、その違いや建築上の制限など違うところがございますらお答えをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 農業振興地域とは、農林水産省のホームページにおいて、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認めら

れる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とすると、本制度自体の目的が説明されているとおり、農業の振興を図るべき地域を明確にした上で、土地の有効利用と農業の近代化を計画的に推進する地域であると認識しております。

この農業振興地域内には、農用地区域と農用地区域外という2つの地域が存在しており、農用地区域は青地とも呼ばれ、黄色で表示されている場所で、農業上の土地利用を図るべき区域とされており、宅地等に転用する場合、農地転用許可を得る前に農振除外を申請いただく必要があります。

一方、農用地区域外は白地と呼ばれており、農地の集団性が低い、土地改良事業を実施していないなどの理由から、農用地区域の指定がされていない場所として、市の図では白色で表示しております。白地は、宅地等に転用する際は農地転用許可のみでよく、手続が緩和されております。

なお、市の図では、以上2種類の色以外に、オレンジで表示されている農業用施設用地というものがあります。こちらは農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号に掲げる土地を表示しており、耕作又は養畜の業務のために必要な施設として認められたものです。この農業用施設を目的に農地を転用等したい場合は、農用地区域であっても農振除外申請が緩和され、転用許可が一定条件の下で不要になるなど、規制が緩やかになっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 今の説明によりますと、白いところに関しては、除外申請は要らない、農転許可だけでいいという解釈でよろしいでしょうか、改めて確認をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） そのような解釈でよろしいです。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） では、今から約4年前に農業振興地域の除外に係る適用基準が、先ほどお話がありましたが、変更がありました。その内容や対象になった地域や面積などについてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 令和3年4月から見直しを行いました農業振興地域整備計画の変更に関する適合基準は、西小学校区及び中小学校区における人口減少により、自治会などの地域コミュニティの機能を低下させ、居住者の日常生活の影響が懸念されるということで、2つの校区の平成22年度から令和元年度までの人口推移を勘案した上で、西小学校区で8ヘク

タール、中小学校区で３ヘクタール分は、居住するものの日常生活上必要と認められる住宅用地による農振除外を容認するという事で変更をしております。

また、併せまして農村地域工業等導入地区に隣接する市が指定した２区画を３種農地であることを前提に、工場、事務所などの施設用地として許容をすることにしました。ただし、住宅用地については、市の基準を満たす以外にも、国の農業振興地域の整備に関する法律第13条第２項各号の規定及び県が定める土地の利用目的についての同意基準を全て満たすことが除外の許可要件となっております。

〔８番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） 今の中の西が100ヘクタール、中が３ヘクタール、この違いは何かございますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） ちょっと発音が悪くて申し訳ありません。

西地区が８ヘクタール、中地区が３ヘクタールというところで、先ほどちょっと説明をしました22年から令和元年の人口減が、西小校区で約320名、中小校区で120名の減少というところで、その人数によって１ヘクタール当たり40人という一つの基準を設けまして逆算した結果、８ヘクタールと３ヘクタールというような計算になっております。

〔８番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） ごめんなさい、私もよく聞いていなくて申し訳なかったです。

その結果、その地域に住宅が建った実績があるとお聞きしておりますが、その地域や建設コストについてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 令和３年４月の変更後の住宅用地が目的の除外申請は、令和３年度は中小学校区で１件、令和４年度は西小校区で２件、令和５年度は中小学校区が２件、西小校区が２件の合計７件と徐々に増加をしております。特に、令和５年度からは、除外の受付回数をそれまでの年１回から２回に増やしたことも影響があると考えております。

〔８番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○８番（若原達夫君） その変更された適合基準の中に、集落に近い地区との条件がございますが、その具体的な距離の基準や面積の基準について何かあるのかをお尋ねいたします。

また、その基準を決めているのは瑞穂市の農業委員会なのか、どこの機関なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 距離の基準としましては、集落、つまり家屋などが連坦している土地に接していること、面積につきましては、住宅の場合は原則500平米以下となっております。

先ほど説明しました市の農振除外における適合基準を決めるのは市となりますが、決定につきましては農業委員会と十分協議する必要があると考えております。

集落に連坦しているというのは、法の規定であり、農業振興地域の整備に関する法律や農地法の規定により集落に連坦していて、かつ農業集積の支障にならない場所から転用していただくということは、その場所にもよりますが、最も基本的な判断基準の一つとなっております。そして、この法を国の基準とすると、それ以外に県の土地利用目的についての適合基準の同意基準があり、それらの基準を満たした上で市の適合基準を満たすかどうかの判断となっております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 俗に言う集落連坦という言葉がよく聞きますが、例えば田んぼ1枚隔てたらそれになるのかならないのかという質問なんですが、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 田んぼ1枚というのが、田んぼの面積とか大きさにもよりますし、その周りが1種農地であった場合には、その農業者の生産性とかの影響もありますので、一概にこのパターンはいいとかというのは言えませんが、例えば畑であった場合で、小規模な家庭用菜園とかであれば農地とみなさない場合もありますので、ちょっと田んぼの場合ですと答えにくいですが、畑の場合ですと、ある程度大小で御相談いただければ判断ができると思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） ケース・バイ・ケースということで理解させていただきました。

関連の質問になりますが、現在、瑞穂市は岐阜都市計画区域内にあります。そもそも岐阜都市計画区域とはどのような地区であり、どのような都市計画であるのかお尋ねいたします。

また、農業振興地域の指定の関係があるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 都市計画区域には、1市町村で1つの都市計画区域を構成する単独都市計画区域と、2つ以上の市町村で1つの都市計画区域を構成する広域都市計画区域があります。

議員御承知のとおり、岐阜都市計画区域は、岐阜市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町の2市3町にまたがる広域の都市計画区域となっております。広域による都市計画区域では、低密な市街地が散在することによる新たな公共インフラの投資や維持管理費が増加することなく計画的な整備が行うことができることと、岐阜都市計画区域に住居、商業、工業などのフレームが割り振られているため、他市町との調整は必要となりますが、市町間の流用が可能となります。

農業振興地域の指定との関係性としては、指定された区域は法律によって異なり、農業振興地域整備法では、指定された区域では農地の確保と農業の健全な発展を図ることを目的とした地域となっております。

〔8 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） この問題は市単独のことではないので、あえて質問はいたしません。

次の問題に移ります。

農業振興地域内で家を建設することは、適用基準の変更があつたとしても、なかなか進んでいないことには変わりありません。こうしたことを考えると、農振除外された宅地として利用され、現在空き地になっている土地に建物を建てることや、現在建って空き地住宅となっている地域に他の地区から移住していただくことが効率的ではないかと考えております。こうしたことに対して、市の規制、いろんな規制があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 建築が可能となった転用後の白地の箇所や、既に農地でない土地につきましては、瑞穂準都市計画区域内における建築形態規制が適用されることになり、建築基準法の接道要件、容積率、建蔽率、高さ制限、日影規制などの規制が適用されます。

〔8 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8 番（若原達夫君） いわゆる建築上の一般的な規制がかかるというところで理解をさせていただきます。

続きまして、農業のためには農業振興地域を守ることの大切さは言うまでもありません。しかし、瑞穂市の他の人口増加の地域との違いは、やはり農業振興地域にあり、自由に家が建てられない状況にあることは明らかだと私は感じております。西校区、中校区の増加の策として、何か現状の規制の中で抜本的な対策はないのか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 農業担当課としましては、先ほど説明しました令和3年度から農振除外の適用基準を緩和し、一般の住宅も除外対象としております。また、申請受付を年1

回から2回へと申請機会も変更したことを周知しながら、転用相談ができる機会を増やしていくことも一つの方法だと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 農振除外の申請が、先ほどの報告でいきますと、中・西地区を含めてここ3年から10件程度ですかね、決して多い数ではないような気がいたします。この辺のところをもう少し何か策があれば、引き続いて御検討をお願いしたいと思っております。

次に、瑞穂市では、現在、首都圏からの市内への移住者に対して補助金制度がございます。私は、こうした制度をより充実していく必要性を強く感じております。瑞穂市として、こうした対策について、今後新たな政策を打ち出すお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 市では、瑞穂市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足解消等のため、東京圏に在住または通勤していた方が瑞穂市へ移住した場合に、支給要件を満たすことにより移住支援金を支給しております。

また、今年度より東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う大学生が、岐阜県内の企業の採用活動に参加するため、支払った交通費を支援する地域就職学生支援事業の開始を予定しております。こちらは、東京圏から岐阜までの往復交通費に対し1万1,000円を上限に支給する予定でございます。

これまでの移住支援金では、大学生が地方へ移住するU I Jターンは対象外でしたが、本事業では卒業後のU I Jターンを促進し、地方の企業で実施される就職活動に参加するための交通費の支援を拡充いたしました。また、令和7年度からは、この交通費支援を受けた学生が瑞穂市に移住する際に要した引っ越し費用を支援する制度が国で検討されております。

さらには、5月31日にはリトルクリエイティブセンター株式会社とシティプロモーション事業推進に関する連携協定を締結いたしました。同社は、東京・銀座に岐阜県のアンテナショップ「岐阜トーキョー」を展開しており、協定を契機に特産品の販売や市の魅力発信など、東京圏でのシティプロモーションを促進していこうと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 今のお話は、やはり瑞穂市にということですが、例えば西地区、中地区に引っ越してきた場合、固定資産税を10年間無料にするとか、何かそういった抜本的な策を、企画部長、それから総務部長、市長にお考えしていただけると、西地区、中地区の発展につながるのではないか、そのように考えておりますので、御検討をよろしくお願いしたいと思います。

さて、今年3月の議会の中で、森清一議員が特定市町村の指定について質問されました。その中で桑原部長は、農振除外に係る申請期間は、特定市町村の指定があってもなくても変わらないことや、先ほどおっしゃいましたように、農振除外の申請を年2回に増やしたことなどを踏まえ、指定されている先進市町村などを参考にしていきたいと答弁されました。

通告ではないので質問はいたしません、特定市町村の指定が瑞穂市にとってメリットがあり、西・中地区の人口増加に役立つものであれば、引き続き御検討をお願いしたいと思っております。

さらに、同じく西・中地区の地域は、現在、準都市計画区域に指定されています。この問題も通告内容に含まれていません。本日午後から杉原克巳議員が質問されますので触れませんが、西校区・中校区の今後に関わる問題であります。この点についても引き続き御検討をお願いし、前半の質問を終わりたいと思います。

次に、後半の質問に移ります。

小学校の児童数の質問になります。

西・中校区の人口減少は、当然小学校の児童数にも影響を与えていると思いますが、2003年の合併当時の西小学校、中小学校の児童数の推移についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 合併後の西小学校、中小学校の児童数の推移についてお答えしたいと思います。

まず西小学校ですが、2003年の当時の児童数は288名、10年後、2013年の児童数は314名、20年後、2023年の児童数は182名となっております。

続いて、中小学校についてです。2003年の児童数は172名、10年後の2013年の児童数は217名、20年後、2023年の児童数は159名という推移でございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 中小よりも、思った以上に西小学校の生徒数の減少が進んでいるような気がいたしますが、今後、出生数などから予測できる範囲で、現在把握できている将来の児童数の推移についても併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 今後の西小学校、中小学校の児童数の推移につきまして、現時点での予測になりますが、お答えしたいと思います。

まず西小学校についてです。今年度の児童数は166名です。2年後、令和8年度の児童数が145名、その2年後、令和10年度の児童数は126名と予想しております。

中小学校です。今年度の児童数は160名、令和8年度の児童数は136名、令和10年度の児童数

は112名と予測しております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 3年前の令和3年3月の議会で、私は児童数の推移について同じ質問をさせていただきました。先ほど御報告いただいたデータは想定範囲内なのか、もしくは想定以上のスピードで児童数の減少が進んでいるとお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 令和3年3月議会において答弁しました児童数の推移と現状についてお答えします。

西小学校についてですが、そのとき、5年後の令和6年度の児童数は188名で、学級数は9学級から7学級になるというふうに答弁いたしました。実際に、令和6年の児童数は166名の7学級です。

中小学校についてです。5年後の令和6年度の児童数は151名で、学級数は今と変わらず6学級であるというふうに答弁いたしました。実際には、令和6年度の児童数は160名で6学級です。

このことから、その当時に予想した以上のスピードで児童数が減少しているという状況ではないというふうに認識をしております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 何か西小学校が、先ほどから言っているように、思った以上に数字が低いのかなというふうに感じております。2028年ですか、126名、中が112名ということで、1クラス平均すると20名に満たないクラスになるというようなことでありますが、こうした現状の中で、小学校が存続できる基準、また複式学級となる基準についてもお尋ねしたいと思います。これも3年前にお尋ねしましたが、その基準について変更はないのか、御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 小学校の存続を維持する基準についてですが、それは一律に人数ではなくて、地域性とか学校の実情を踏まえて判断することが必要であり、小規模校であっても一人一人に応じたきめ細かな指導ができるといった利点を踏まえ、存続することが望ましいと、そういった判断をする場合もあります。

実際に、県内の小学校の状況を見ますと、令和5年度、50人以下の小学校は30校程度存続しているのが現状でありまして、それぞれの地域の実情を踏まえて存続を判断されているのではないかなというふうに考えております。

また、複式学級の基準となる児童数についてですが、変更はございません。例えば、2つの学年を合わせて15人以下となるような場合には複式学級を編成することになります。ただし、1年生を含む場合には、1学級の人数が8人以下となった場合に複式学級を編成すると、そういった状況でございます。

現段階においては、当面、複式学級を編成する状況ではありませんし、学校の統廃合を検討する必要はないと判断しております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 改めまして、中・西小学校の存続については問題ないということをお聞きし、一安心をしております。

ただ、中小学校の存続の可能性について、私はやはり3年前、一般質問をさせていただきました。当時の加納教育長は、児童数の減少があっても、中小学校は地域とのつながりが特に深い小学校であり、こうした特徴を生かし、小規模特認校制度を活用して市内から児童を募集することを考えたいと答弁されました。この点について、服部教育長のお考えもお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 現時点の予測では、西小学校、中小学校においては児童数の減少が少しずつ見られますが、これからもその学校ならではのよさ、特色を生かした学校づくりを推進していきたいと考えております。

西小学校では、学校と地域の方が様々な分野で協働して教育活動を実施していることが特徴です。例えば地域と一緒に芝生などの環境整備や読み聞かせ、防災教室などが実施され、先進的にコミュニティ・スクールを推進している学校だと思います。

中小学校では、岐阜県から算数学習システム活用推進事業の指定を受けまして、ICTを活用し、個の学習状況、一人一人の学習状況を把握しながら、一人一人に応じた指導の在り方を研究している学校です。また、地域の方による学習支援ボランティアも盛んに行われています。

このような学校の特色があり、そして地域との関わりが密接で、1クラスの人数がそれほど多くない小規模な学校といった特徴を生かした学校でぜひ学びたい、学校生活を送りたいという願いを持つ子供や保護者に対しては、小規模特認校という制度を活用して、市内全域から通学できるようにすることや、市外から転居して通学してもらえよう、特色ある学校づくりをより一層進めるなどの対策をこれから取り組んでいきたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） いろんな意味での多様性が今後出てくるとは思いますが、それに対処して

いただけるようよろしくお願いいたします。

さて、最後の質問になりますが、改めて西校区、中校区の人口対策について、市の総合的な考えをお尋ねしたいと思います。

民間組織である人口戦略会議が4月24日に開催したシンポジウムの中で、将来的に消滅の可能性のあるとみなした自治体を発表いたしました。目につく記事であったため、御存じであると思いますが、県内では、自立維持可能性自治体が美濃加茂市の1市のみ、消滅可能性の自治体が16市町村、その他の自治体が25市町村となっており、瑞穂市はこのその他の自治体の中の「悪化」に分類されていました。その他の自治体のその他の意味がいま一つ分かりませんが、冒頭で述べたように、2030年をピークに人口の減少が始まる可能性のあることが悪化と判断された理由なのかもしれません。

このような中、瑞穂市は将来における市のあるべき姿と進むべき方向性についての基本的な指針であり、まちの将来像を示し、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位計画として瑞穂市総合計画策定条例に基づき策定する第3次総合計画の構想を進めています。また、その計画においてマスタープランの改定も進めています。この第3次総合計画は、計画期間を10年以上とするものであり、2030年の人口のピーク時前後を含む期間となります。市長は、現時点において、西校区、中校区の人口問題をこうした構想の中でどのように明記し、取り組んでいく御予定なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 若原議員から、中・西小学校の人口問題の御質問に、企画部長、そして都市整備部長、服部教育長からお答えをしておりますが、重複する回答になる部分もありますが、瑞穂市の将来人口、社人研が昨年末に公表した2035年の瑞穂市の人口は5万6,740人と、前回のこの推計より503人減少をしています。

また、先般公表された人口戦略会議による地方自治体の持続可能性の分析の公表がされました。瑞穂市では、県内で美濃加茂市とともに2050年までの人口の減少率が20%未満であります。瑞穂市だけには自然減の対策が必要であるとの分析がなされました。この自然減の対策、自然動態というのは、出生と死亡、当市の現状の死亡は年間に470人から480人前後、そして出生数は550人から570人前後ということで、この出生の減少対策をしなければならないとされています。

御質問の西小学校、中小学校は、子供たちの減少対策をする必要があります。この中・西校区は、大野神戸インターへのアクセス道路としての岐阜・巣南・大野線の先線の動きや、さらにはこの大野神戸インターの周辺の企業誘致による人の動線、そして西濃厚生病院には、私もが予想した以上の瑞穂市の市民が通院、そして入院をされていると伺っています。この西・中地区が将来性の高い地域だと考えております。

また、歴史、自然が豊かで地価も比較的安価で、広い敷地で家庭菜園があり、ペットなども飼育でき、交通手段もそんなに悪くない。そのような中から、令和3年4月には農振除外に係る適用基準を見直しています。そして、その土地がどのような形で住宅地として建築ができるのかというようなことも明確に示していかなければならないと思います。このような情報を、住宅関連事業者に積極的に広く周知をしていきたいということを思っています。

また、先ほど教育長からも、中・西小校区は算数学習のシステム化や地域との一体化のコミュニティ・スクールなどの特色ある学校として小規模特認校として明らかにすることにより、転入の後押しになるようなことも考えています。西そして中保育・教育センターも同様に、それぞれの特色を示して、瑞穂で保育といった新たなキーワードの下に取組を展開していきたいということを思っています。

さらに、若い世代や子育て世代がこの中・西小校区に転入し、住宅の建築やまたは中古住宅を取得した場合の住宅の取得支援として、例えば固定資産税の一部を地域振興券「かきりん振興券」で数年間支援するような制度を設けていきたいということを考えております。この制度により、中・西小校区での人口問題対策への検討をしていきたいということを思っております。

人口減少対策は、広範にわたり多くの対策があると思いますが、瑞穂市の今の状況をしっかり分析をした人口減少対策をこの瑞穂市で行っていきたいということを思っています。

そして、今年の市政方針説明会は少し遅れておりますが、7月4日には午後7時から巢南公民館、7日には午前9時30分から市民センターのホールにて開催します。例年は、財政の説明や今年度の事業の説明、そして御質問をいただくような、そんな形となっておりますが、今年度はその財政の説明や今年度の主要事業の説明を短くして、市民の皆さんとテーマを決めて開催をしたいと考えています。今回のテーマは、人口減少対策について、市民の皆さんから御意見や御提案をいただき、これから策定する総合計画などでも活用していきたいということを思っております。ただ、この周知が何分にも不足をしておりますので、これからしっかりと周知を考えてまいります。

以上が、中・西小学校の人口減少対策の私のお答えとさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

〔8番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 今の市長の発言の中に、西校区、中校区の新たな住民に対してのかきりん振興券と言わず、先ほど言いましたように、もっともっとメリットのある政策を生かしていただきたいと思っております。

さて、市長はゲートウエー構想5プラス1を打ち出しています。私は、穂積駅の利便性をはじめ、市内より15分程度の距離にある大野神戸スマートインターチェンジ、また安八スマー

トインターチェンジ、間もなく開通する糸貫スマートインターチェンジ、さらに30分程度の距離にある大垣西インターチェンジ、こうしたところに囲まれ、岐阜市内、大垣市内へと通勤時間も適度である立地条件に恵まれた瑞穂市が、地理的条件では発展しない理由がない、人口が減る要素がないと考えております。その根底の一つにあるのが、やはり先ほどのお話のように、第3次総合計画やマスタープランであり、瑞穂市の弱点である西校区、中校区の農業政策を含めた総合的な計画ではないかと考えております。

私は、西地区、中地区の発展なしに瑞穂市の発展はないと考えております。人口が6万人、7万人、それ以上の瑞穂市も政策によっては可能なまちではないかと確信しております。実現可能な夢であると思っております。この夢が、将来の瑞穂市の正夢になることを願い、思い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 8番 若原達夫君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後0時13分

再開 午後1時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 皆様、改めましてこんにちは。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

市民の皆様、本日は傍聴ありがとうございます。この6月議会において、初めて一般質問の機会をいただきました。新人議員として、この場に立つことに大きな喜びと責任を感じております。

さて、私は日々の見守り活動を通じて、元気に登校する子供たちの姿を見守っています。桜の咲いていた4月、慣れないランドセルを背負い、不安そうな表情を浮かべていた新1年生たちも、日々の積み重ねの中で少しずつ自信を持ち、今では笑顔で登校する姿を見ることができるようになりました。無邪気な笑顔や日々の小さな成長に、私も勇気と希望をもらっております。新1年生が新しい環境で一步一步成長していく姿は、まさに新人議員としての私自身の姿と重なります。私もまた新しい環境で、最初は戸惑いや不安を感じることもありましたが、徐々に慣れ、市民の皆様の声をしっかり受け止め、成長していきたいと考えております。そして、謙虚な気持ちを忘れず、着実に一步一步前進し、市民の皆様のために尽力してまいります。

本日は、その思いを胸に、以下のテーマについて質問をさせていただきます。

1つ目、給食費無償化は子供たちへの投資、2つ目は投票率上昇について、3つ目は被害告知型本人通知制度の導入について、4つ目はジブリ給食について、以下質問席にて行います。

それでは、最初の質問をさせていただきます。

給食費無償化は子供たちへの投資について。

近年、全国的に子育て世帯の負担軽減を目指した政策が次々と導入されております。その中でも、給食費の無償化は特に注目される施策の一つです。多くの自治体で給食費無償化が進み、子育て世帯への経済的負担を軽減する動きが加速しております。

日本維新の会が主導する大阪市では、令和2年度から全ての公立小・中学校で給食費無償化を実施しております。これにより、多くの家庭が経済的な安心を得られただけでなく、ほかの教育関連費用や生活費に充てることができ、家計の改善に寄与しております。

この成功例は、日本維新の会が行った徹底した行財政改革や二重行政の解消の成果でもあります。無駄を省き、効率的な行政運営を実現することで、必要な分野への投資を可能にしたのです。

また、日本維新の会は教育の無償化を掲げており、教育費の負担軽減を通じて子育て世帯の支援を推進しております。しかしながら、昨年の出生率は全国的に過去最低を更新し、少子化問題が一層深刻化しております。子育て世帯への支援をさらに強化し、瑞穂市が子育てしやすい環境を整えることが求められております。これこそが未来への投資であり、子供たちへの投資と言えます。

時代は変わり、現代の子育て世帯が直面する経済的負担は以前よりも重くなっております。物価の上昇、住宅費の高騰、教育費の増加など、多くの家庭が多岐にわたる費用を負担しております。さらに、実質賃金が減少している現状では、給食費の負担はますます重くなっております。また、核家族化が進む中で祖父母などのサポートが得にくくなっており、子育て世帯が単独で多くの負担を抱えております。

このような背景を踏まえ、以下の質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。

岐阜県内で給食費無償化されている自治体は、山県市、岐南町、垂井町、池田町、揖斐川町、神戸町の1市5町ですが、瑞穂市は給食費無償化を実施する予定がないか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 本議会の補正予算で、給食費の10%引上げ分に当たる食材費として2,927万1,000円を計上しております。当初予算額と合計しますと3億3,568万8,000円となります。この3億3,568万8,000円という財源を恒久的に確保するのは、当市の財政状況からして極めて難しいと判断しております。

先日12日に、国のこども未来戦略を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果が公表されま

した。こども未来戦略によれば、この後、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討すると記載されておりますので、引き続き国の学校給食費無償化の実現に向けての動向を注視しながら、その結果を踏まえて判断していきたいと考えてございますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上であります。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 瑞穂市では、給食費の無償化を実施する予定がないということですが、例えば先ほどお伝えしました1市5町、ほかの無償化をしている自治体と比較して、どのような財政的な制約があるのか、ちょっとごめんなさい、通告にないような内容なんですが、お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 私も、この1市5町の給食費のほうを正確には調べていませんのであれですけれども、岐南町、垂井町、池田町、揖斐川町、神戸町については、恐らく給食費の食材費が予算的には1億円はないのではないかと思います。山口市でも、あって1億円ちょっと。うちのように3億もあるような食材費になっていませんので、今お答えさせていただいたように、この3億円を超える金額を無償化するとなると単年度で終わるわけはありませんので、この先ずっとやっていくとなると、恒久的にやっていくとなると、その財源確保は極めて難しいと判断しておりますので、ちょっと無償化というところは現在、市としてやる方向は考えていないということで御理解いただきたいと思います。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 承知しました。

私自身、3人の子供を持つ親としまして、3億円かかるということですので多子世帯の経済的負担軽減の重要性を強く感じておまして、給食費の完全無償化が難しい場合、段階的な無償化、例えば多子世帯の負担軽減のために、第2子以降のみ無償化することはできないか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今年度より、就学援助制度の条件緩和を行い、経済的に厳しい家庭の給食費を援助できるようにしております。そして、他市町の条件を参考にして、来年度さらに緩和できるように事務を進めております。

多子世帯への支援につきましては、先ほどの国のこども未来戦略を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果や物価高騰の状況、支援する場合の財政負担等も踏まえながら検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 承知しました。

さらに特定をしまして、中学校の特定の学年のみ無償化することができないか伺います。例えば中学3年生のみの無償化の場合、予算総額としましては2,951万1,000円、小学校6年生のみであれば2,785万9,260円。このように、特定の学年のみを対象にすることで現実的な予算内で無償化を実施することができないか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 特定の学年を無償化するには、公平性や平等性、さらには教育の機会均等といった点から明確な目的が必要であると判断するところです。無償化は、義務教育はこれを無償とするという憲法の規定に基づき、全ての児童・生徒に行うべきではないかと考えます。そして、それは市長の政策的判断ではなく、国の施策として実施していただきたいと考えるところでありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 承知しました。

今、御提案した中学3年生や小学6年生のみ1学年というのは、次の年に中学校に入る、もしくは高校に入る、そういった形で家庭の学用品の準備で負担が大きい、そういったことの事情もあるため、こういった方法もあるかなと一応御提案をさせていただきました。

給食費の無償化が実現すれば、給食費の徴収作業が不要となりまして、市の職員の負担も軽減され则认为られます。給食費無償化は多面的なメリットを持つ重要な施策であり、ぜひ推進していただきたいと考えております。財源が限られているため、全てを一度に実施することは難しいかもしれませんが、公共事業の一部を子育て支援に回す、または第2子以降の無償化や1学年のみの無償化といった段階的なアプローチも御検討いただければなと思っております。

続いて、次の質問に移ります。

投票率の上昇につきまして。

まず初めに令和6年の瑞穂市議会選挙において、投票率が前回よりも2.01%上昇したことを大変喜ばしく思っております。この結果は、市民の皆様の政治参加意識の向上を示しており、瑞穂市の民主主義の健全な発展に寄与するものであると考えております。また、この成果は選挙管理委員会の皆様や多くの関係者の方々が投票率向上に向けた様々な取組を行ってこられた努力のたまものであり、心より感謝申し上げます。

特筆すべきは、30代の投票率が顕著に向上した点です。これは、子育て世代や働き盛りの年

代の方々が未来の瑞穂市をよりよくするために積極的に政治に関心を持ち、行動を起こしている証拠でもあります。このような世代の政治参加は、今後の市政運営において非常に重要な要素であり、引き続き支援と啓発を強化していくべきだと考えております。

また、私自身も4歳の娘と一緒に選挙に行った際に、娘が風船をもらって大変喜んでおりました。また選挙に行きたいと言っておりました。このような取組も、投票率向上に大きく貢献していると感じております。

市民の皆様が投票に行くことが楽しく親しみやすいものになるような工夫は、特に子育て世代に対して有効であり、今後も続けていただきたいと考えております。このたびの選挙を通じて見えてきた成果と課題をしっかりと受け止め、さらに市民の皆様が政治に参加しやすい環境を整えるために質問をさせていただきます。

1つ目の質問です。

令和6年の瑞穂市議会議員選挙において、投票率が前回よりも2.01%上昇したこと、特に30代の投票率が10.92%も大幅に上昇したことについて、どのような要因があったとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市議会議員選挙について、合併以来、投票率が下降傾向にありまして、市選挙管理委員会としても投票率の向上を課題として、今回の選挙では特に投票率が低い若い世代、その中でも子育て世代をターゲットにして啓発活動に取り組んでまいりました。

主な啓発内容としては、Xの広告機能を利用して、ユーザーの登録情報や位置情報を基に、瑞穂市区域で端末を操作する18歳から34歳のユーザーをターゲットの中心に絞り、ターゲティング広告を掲載いたしました。

また、「広報みずほ」4月号の表紙を御覧になったかと思いますが、子連れ投票を意識したものにいたしました。市の公式フェイスブックやInstagramによる投票案内の投稿や、市ホームページについてもスマートフォンを利用するユーザーに見やすいページづくりを意識して、1ページに情報を集約してスクロール操作で確認できるサイトにするなど、若い世代や子育て世代を意識した啓発に重点を置いて実施してまいりました。

今回の選挙で30代の投票率が大きく上昇した要因として、このような啓発活動の成果があったのではないかなという気持ちがございます。

また、今回の選挙では幅広い年代の立候補者があったことも要因と思います。自分と同世代の立候補者がいたことにより、市議会議員選挙を身近なものと感じ、関心を持った有権者も増えたのではないかと思います。

いずれの要因も検証することは大変難しく、推測の域は出ませんが、投票率が上昇したとい

う事実はございます。今後も、若い世代や子育て世代に向けた啓発活動を中心に、投票率向上の取組を行っていきたいと考えております。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 幅広い立候補者が増えたという御答弁がありました。

特に今回、若い候補者が増えたと思います。例えばですけど、もっと若い人が出やすいように、立候補の際の公費負担、瑞穂市の場合はないと思うのですが、そういったことも今後は拡充していくことはお考えにはならないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この件につきまして、事前通告がございましたが、また明日答弁をしようというふうに思っておりました、別の方の御質問がございました。

立候補しやすい環境づくりということでの御質問でございますが、現在のところ、この件につきましては、令和6年3月議会におきまして、馬淵議員より御質問をいただいております、今の状況としては新たにそのような制度を導入する予定はないというように御答弁させていただきました。

この必要性につきましては、その財源となる費用でございますが、全て税金でございます。その税金をお支払いしてみえる市民の方はどのように考えてみえるのか、その辺りの御意見はやっぱり声を聞くべきであろうというふうに考えます。また、議員の皆様方につきまして、本当に公費での負担が必要かどうかという議論も、ぜひしていただきたいと思います。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 承知しました。

貴重な税金ですので、確かに使い道は考えないといけないと思います。特に今回、ほかの自治体であれば、例えば選挙カー、ポスター、ビラ、そういったものの公費負担は通常あるとは思いますが、私としては選挙カーは使わない方も中にはいるもので、この中では特にポスターに関しては、ポスターを作らずに立候補されるという方はほぼいないと思われますので、ポスターに限り公費負担ができればなとは思っております。

すみません、ちょっと通告にない内容で申し訳ございません。

次の質問です。

一方で、投票率が低かった年代について、その背景にはどのような要因があるとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 投票率が低かった年代、また投票区についてでございますが、最も投票率が低い年代としては20代前半で、今回の投票率は23％でした。この年代というのは、全国的にも投票率が最も低い世代となっております。

この背景といたしましては、18歳、19歳のとき、選挙権を得た後の最初の選挙、こちらは初めての選挙ということで投票に行かれる方が多いのですが、その後、投票する習慣が定着しないといったことや、住所を瑞穂市に置いたまま大学進学などで他の市町村に住んでおられ、投票に行けないといった要因も考えられます。

今、年代についてでしたが、投票区でもかなり特徴がございます。

最も瑞穂市内で投票率が低かった投票区といたしましては、生津投票区が投票率は33％ということで、これは瑞穂市全体の投票率が43％に対しまして10ポイント低い結果となっております。

この生津投票区については、有権者に占める高齢者世代の割合が低いということで、一般的に投票率の高い高齢者世代が少ないこともあり、どの選挙におきましても、ほかの投票区と比べて投票率が低い投票区となっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 18歳から64歳の世代で、女性の投票率が男性よりも高い結果が見られます。この背景についてどのように分析されておりますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の選挙でございますが、女性の投票率が男性の投票率よりも3.4ポイント高いという結果になりました。

当市の傾向といたしまして、男女の投票率の差はあまりなく、差があっても大体1ポイント程度でしたので、今回は男女差が大きく出ており、女性の関心が高い選挙であったことが分かります。特に投票率が上昇したのが20代後半から30代の女性で、この中でも最も上昇したのが30代前半の女性です。30代女性の投票率は前回から13ポイントも上昇しており、子育て世代を中心とした女性の投票が増えたことが、今回の投票率上昇の大きな要因となっております。

この要因につきましては、先ほど申し上げました子育て世代への啓発や幅広い年代の立候補者があったことも要因と思いますが、なかなかこれを検証するということは難しく、推測の域は出ません。しかし、投票率が大きく上昇したという事実はございます。

今後も、選挙管理委員会といたしましては、若い世代や子育て世代に向けた啓発活動を中心に、投票率向上の取組を行っていきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 承知しました。

次の質問です。

障害者基本法第28条には、国及び地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査または投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設または設備の整備その他必要な施策を講じなければならないと規定されております。

この規定に基づき、投票に際して、障害を持つ方々や施設に入居している高齢者の皆様が投票しやすい環境を整えるための取組についてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まず施設の設備面でございますが、期日前投票所、当日投票所ともに段差のある箇所へのスロープや車椅子の設置、一般の方の記載台よりも低めの記載台の設置をし、また片手でも投票用紙に記載できるように記載台への文鎮の設置など、設備のバリアフリーは進めております。

また、特に穂積庁舎の期日前投票所でございます。穂積庁舎の北側の1階で実施しておりますが、目の前に障害者用の駐車場があり、段差も少なく、他の投票所に比べて投票しやすい環境となっております。

また、制度的には不在者投票制度として、郵便投票と指定病院等による不在者投票を御利用いただいております。

郵便投票は国の基準がありまして、指定病院等には県の選挙管理委員会の指定が必要という制限がございますが、各制度におきまして、障害のある方や施設に入居してみえる高齢者の方が活用され、選挙に参加をしていただいております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 投票率は伸びましたが、依然として半数以上の方が投票に行っておりません。今後、さらに投票率を向上させるため、例えば投票所の利便性向上として投票所の増設、投票啓発活動の強化として、若年層に対してSNSや学校での啓発活動の強化、期日前投票の利便性向上として、期日前投票所の設置場所や設置時間の見直し、働く世代や子育て世帯が利用しやすい環境の整備、障害者や高齢者の投票支援として投票所のバリアフリー化、移動投票所の導入、施設内での投票支援など、特別な支援が必要な方々に対する具体的な施策の強化、投票時のインセンティブとして、投票所に来ること自体が楽しいイベントになるよう、風船や小さな景品の配付などの工夫を取り入れる。例えば私の娘も投票時に風船をもらって大変喜んでおりました。これにより、投票所に来ること自体が楽しみとなり、投票意欲が高まると思います。

そこで、今後さらに投票率を向上させるための具体的な施策について、どのように取り組ん

でいく予定か、お聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今後ですが、来年1月に岐阜県知事選挙を予定しているほか、国政の状況によりましては、衆議院議員の解散総選挙が行われる可能性もございます。市選挙管理委員会としましては、今回の投票状況や前回、令和3年の岐阜県知事選挙の投票状況を分析しつつ、引き続き子連れ投票をテーマとした若い世代や子育て世代の投票意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

議員からお話のありました期日前投票所での風船配布については、コロナ禍でございまして、しばらくの間ですが控えておりましたが、今回の市議会議員選挙から再開したところです。お子様に喜んでいただけたという声をお聞きいたしまして、本当に子連れ投票のテーマに沿ったものであったと、私どもは大変うれしく思っております。

総務省の調査では、子供の頃に親と投票に行ったことがある人は、大人になってからも投票に行く割合が高いという結果が出ております。子供の頃から投票を身近に感じてもらえるような環境づくりの一環として、風船配布などの取組も継続していきたいと考えております。

また、投票率が低い20代前半への啓発活動が課題となっておりますが、岐阜県知事選挙は来年1月ということで、年末年始の帰省や二十歳を祝う会などの機会を利用した啓発や、SNSを利用した啓発活動の推進など、今後具体的な取組について、瑞穂市明るい選挙推進協議会と連携しながら啓発活動を計画していきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） いろいろな工夫をしていただいております。風船はすごい喜んでおりましたけれども、あとかきりんの塗り絵とかもあるとよいかなとは思っています。

さらなる投票率の向上と市民の政治参加を促進するための具体的な施策を検討していただきたいと考えております。特に、若年層や男性の投票率向上、期日前投票の利用促進など、様々な視点からアプローチすることで、より多くの市民が積極的に政治に参加できる環境を整えていくことが重要です。

瑞穂市の未来をよりよくするために、市民一人一人が関心を持ち、行動を起こすことができるよう、引き続き御尽力いただきますようお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

次は、被害告知型本人通知制度の導入につきまして。

私は行政書士としまして、住民票や戸籍の附票の交付請求に関与してまいりました。しかし、職務上請求書を使用しての不正取得が増加している現状を憂慮しております。住民の個人情報不正に取得されることは、プライバシーの侵害のみならず、犯罪の温床となり得る重大な問

題です。

職務上請求書とは、特定の資格を有する専門職が職務の範囲内で必要な場合に住民票や戸籍の附票の交付を請求できる書類です。弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、税理士、弁理士、土地家屋調査士、海事代理士の8士業がこの権限を持っております。しかし、この職務上請求書が探偵などに横流しされ、不正取得に悪用されるケースが報告されております。このような背景から、行政書士会でも不正取得を防止するために、昨年度から倫理研修の義務化が始まりました。

本人通知制度は事前登録制であり、住民票の写しや戸籍の附票の交付請求があった場合に、事前に登録された方にその交付請求が本人に通知される制度であり、不正取得の抑止力となります。

一方、被害告知型本人通知制度は、住民票や戸籍の附票の不正取得が疑われる場合に、事前登録の有無に関わらず、その旨を本人に通知する制度です。この制度により、不正取得の早期発見と迅速な対応が可能となります。

そこで、1つ目の質問です。

被害告知型本人通知制度導入につきまして、岐阜県のホームページによりますと、県内では岐南町、笠松町、養老町、大野町、池田町、東白川村、白川村が実施しております。瑞穂市では現在、被害告知型本人通知制度が導入されておられません。住民票や戸籍の附票の不正取得を防ぐために、この制度の導入を検討する予定はないか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 本人通知制度につきましては、不正請求の抑止や防止を目的に、各市町村が独自に要綱等を定めて実施しているものでありますが、事前に市町村に登録することにより、住民基本台帳法や戸籍法により、本人以外の第三者が住民票の写しや戸籍謄本などを取得した場合、その事実を本人に通知する登録型本人通知制度などと言われる制度ではありますが、県内では全ての市町村で実施しております。

その一方で、議員の言われる県内の7町村が実施している被害告知型本人通知制度につきましては、不正請求が明らかとなり、裁判において書類を取得した第三者自身の罰金刑が確定した場合などに、利用された本人に対して住民票の写し等の交付の事実を通知するものであります。

この2つの制度は、不正請求の事実の有無に関わらず、取得された事実を基に通知するか、不正請求の被害に遭った事実を基に通知するかと異なるものでありますが、被害告知型については県内での導入事例も少なく、導入された自治体へ実際に問合せをしたところ、対応事例もない状況でありました。このことから、当市では、導入するか否かについては推移を見守りたいと考えております。

なお、当市で導入済みの登録型の本人通知制度について、認知度が高いとは言えない状況でありますので、より有効な制度となるようPRを図っていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 承知しました。

対応事例がないということではありますが、抑止力の観点からは導入も検討いただければなと思っております。

次の質問です。

制度の登録期間の見直しにつきまして、瑞穂市では本人通知制度の登録期間が3年間に限定されていますが、岐阜市では3月から利便性向上のため、無期限に改善されております。無期限の延長を検討する予定がないか伺います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 瑞穂市では、平成26年度から本人通知制度を開始して10年が経過しておりますが、これまでに延べ51人の登録があります。そのうち、一度でも更新されたのは5人で、登録期間満了時に更新されなかったのは31名となっております。

県内では、岐阜市のように登録期間を3年から無期限に変更されている自治体もありますが、当市では更新される方が少ない現状を踏まえまして、まずは制度の周知を改めて行い、登録者の更新状況を踏まえて登録期間の見直しを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 無期限に延長できればよいかなとは思っております。特に、延長したところでそれほどのデメリットはないとは思っております。

次の質問です。

市民への制度周知につきまして、被害告知型本人通知制度及び本人通知制度の効果的な運用には、市民への周知が欠かせないと思います。瑞穂市では、本人通知制度について市民にどのように情報提供を行い、利用を促進しておりますでしょうか、伺います。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 制度の周知につきましては、現在は市のホームページに掲載して周知を図っております。

なお、先ほど答弁させていただいたとおり、より有効な制度とする必要があることから、今後は「広報みずほ」への掲載を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 関連質問としまして、SNSでの周知はお考えにはならないでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 一応、SNSという分類になるかと思いますが、市民メールやLINE、こちらが実際に運用されております。そちらでいろいろ情報発信をしておる関係もありますので、そちらへの掲載も有効かなと考えております。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） そうですね。特に周知自体されていないのが多いもので、周知はとにかく重要ですので、幅広い周知を行っていただければなと思っております。

不正取得による住民のプライバシー侵害とそれに伴うリスクを防ぐため、瑞穂市においても被害告知型本人通知制度の導入を検討いただければと思います。また、本人通知制度の登録期間を無期限に延長することで、市民の利便性と安心感を高めることができます。そして、市民への制度周知を通じて、より効果的な不正取得防止策を講じることが求められております。

これらの取組を通じて、瑞穂市が住民のプライバシーを守り、安心して暮らせる地域社会を築くことを期待しております。

次の質問に移らせていただきます。最後の質問です。

ジブリ給食につきまして。

まずは、市の教育委員会や学校関係者の皆様が日々子供たちのために尽力してくださっていることに心から感謝申し上げます。

学校給食について、特に毎年恒例となっているジブリ給食について触れたいと思います。

この取組は、子供たちにとって非常に楽しいイベントであり、私自身の子供たちもこの給食を心待ちにしております。子供たちが今日はジブリ給食だと喜んで学校に通う姿を見ると、本当にすばらしい取組だと感じております。ジブリ給食のような特別なイベントは、子供たちの食育にも大きな影響を与えていると考えます。食事を通じてアニメの世界観やキャラクターに親しむことで、食べ物に対する興味が増し、食育の観点からも非常に有益です。

そこで、1つ目の質問です。

ジブリ給食を始めたきっかけについてお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 食育基本法に基づく食育の推進、学校図書館法に基づく子供の読書活動を推進する取組として、本の中に出てくる料理を給食で再現し、子供たちに本

を読むだけでなく、食にも興味関心を持ってもらい、子供たちの健やかな成長につなげるため、すみません、ジブリ給食ではなく図書給食として令和元年より始めました。

図書館にある本や国語の教科書の物語などに出てくる料理や食べ物を給食の献立に登場させることで、読書と食育の双方の教育効果を期待して取り組んでいます。

図書給食5回目となる昨年度は、図書整理員の先生と相談して、多くの子供が知っている映画やテレビで親しみのあるジブリ作品から活用することを決め、「となりのトトロ」の料理を再現した図書給食を提供しました。また、学校図書館ではジブリ作品の展示コーナーを設けていただきました。そして、今年度は「天空の城ラピュタ」の料理を再現した図書給食を提供しました。

昨年度、今年度はジブリ作品の図書給食となりましたが、来年度以降はどの作品の図書給食にするのかは、まだ現在決まっておりません。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 申し訳ございません、図書給食ですね。

その図書給食、例えば今回はラピュタの給食だったんですけど、ごめんなさい、通告していない内容なんです、その選定基準というのは、例えばジブリ作品、トトロとかラピュタとか、そういった選定基準というのはあるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 2つ目の質問と同じでよろしいかと思うんですけども、平成17年度から、食に関する専門家として、児童・生徒の栄養の指導と管理をつかさどることを職務とする栄養教諭が制度化され、現在、瑞穂市には2名の栄養教諭が配置されております。

このメニューは、栄養教諭が実際に本を読んだり映画を見たりして、登場してくる料理が学校給食へ提供可能かどうかを検討します。さらに、栄養量や食材の調達を踏まえながら試作を重ねて、学校給食として実現可能かどうか見極めた上でメニューとして決定しております。

本来でしたら、4月23日が子供読書の日ですので、この日に提供したいところですが、給食メニューとしてアレンジするのに時間を要するため、現状は5月下旬の提供となっているところであります。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） ありがとうございます。

2つ目の質問にお答えいただきましたので、3つ目の質問に行きます。

岐阜県内でほかにジブリ給食、図書給食を実施している自治体があるかどうかお伺いしますのと、さらによりアイデアが得られるように、ほかの自治体の取組を参考にすることはごさい

ますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 近隣では、羽島郡の岐南町と笠松町が図書給食を実施されていると伺っています。栄養教諭のネットワークで献立の内容だけでなく、学校と地域の連携などの情報交換もして役立てているのが現状でございます。以上であります。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 岐南町や笠松町、そういったところと例えば連携や共同企画といった計画はございませんでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） ちょっと栄養教諭に確認しておりませんが、それぞれお互いのところで人気のあったやつは取り入れる方向も検討していかなければならないのではないかと考えるところです。以上です。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） ジブリ給食、図書給食を実施するに当たって、どのような困難や課題があったのかお伺いしますのと、それをどのように克服していったのか教えてください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まず、本や教科書の作品に出てくる料理が学校給食として提供可能かどうか検討するのが大変です。そして、当市の給食センターは保育所、幼稚園の園児から中学生までがほぼ同じ献立でしか提供できないことから、全ての子供たちが食べられる料理や味つけでなければなりません。本に登場する料理レシピ等では子供の嗜好に合わないこともあるため、給食用のレシピにアレンジして調理をする工夫が求められます。

さらに、1 日の平均的な、成長のためや健康維持のための栄養量を確保するために、本には登場しない料理をうまく組み合わせて、バランスの取れた食事にしていかなければなりません。

これらを克服するのは、栄養教諭の試作による努力に頼らざるを得ないのが現状となっています。以上であります。

〔3 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3 番（北村彰敏君） 承知しました。

現在、ジブリ給食、図書給食は年に何回実施されているのかお伺いしますのと、多くの子供たちが楽しみにしておりますので、回数を増やすことができないか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 現在、図書給食は年に1回となっています。学校給食の目的である食育の推進をするために、地産地消はもとより、毎月19日を食育の日と位置づけた献立、さらには季節料理の献立、他県の郷土料理の献立など、食文化を学ぶ内容を工夫しています。

図書給食もその一環で、本に親しむきっかけづくりや読書の幅を広め読書の質を高めるといった読書活動を推進する生きた教材であると捉えています。

学校教育や学校図書館と常に連携を図り、どの本や物語の食事が適当であるかを十分検討し、関係職員と連携して魅力ある献立内容にするにはかなりの時間を要するため、年に1回が精いっぱいと考えるところですので、御理解いただきますようお願いいたします。以上であります。

〔3番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 年に1回ということではありますが、多くの子供たち、私の子供も含めて非常に楽しみにしております。できれば年に2回、何度かやっていただければうれしいです。子供たちにとって楽しく学びのある学校給食を目指して、今後も様々な取組を検討していくことを期待しております。

以上で私の質問を全て終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 3番 北村彰敏君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） こんにちは。議席番号14番の杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問のお時間を頂戴いたしましたから、通告に従いまして、2問、質問をさせていただきます。

1問目は、これからの企業誘致活動について執行部の方にお尋ねをしたいと思っております。

2問目は、今朝、若原達夫議員も質問されておられますから、私とちょっとダブるところがありまして、私はなるべくダブらないように質問をさせていただこうと思っておるんですけど、私も中校区に住居を構えておりまして、若原議員は中校区の重里地域ということで同じ悩みを持っている議員の一人でございます。そのようなことで、今、我々中校区は準都市計画区域というのと、それから今日午前中に中心的に質問をされておられました農業振興地域ということの2つの大きな規制の中に現在、中校区と西校区はその中で生活をしておるというようなこと

でございまして、瑞穂市も穂積町と巢南町が合併しまして、昨年、20年たちました。

この20年間の経緯を見ますと、まさに行政が巢南地域と、巢南地域の中でも、その準都市計画区域と、それから南地域を含めました穂積地域の2極分化が脈々と進行しているような状況でございます。

これには、国の法律もありましてなかなか難しいというところもございますけど、それも一つ一つ上部の団体、県とか国を相手にしまして、そこら辺は話をすれば、この法律というものは人間がつくったものでございますから、必ずや突破口を私は開けるのではないかなというふうに思っておるようなわけでございます。

そのような観点から、この2つの問題をこれから質問席におきまして執行部の方に質問をさせていただこうというふうに考えておりますから、よろしくお願いをいたします。

これから、企業誘致のことにつきまして質問するわけでございますが、その前に議長に今回の質問に際しまして、資料をちょっと活用させたいというふうに考えておりますから、議長に御承認をいただきたいというふうに思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 資料の配付を許可します。

〔資料配付〕

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 私は、議員の立場から再三再四、質問の機会を通じ、行政サイドに、瑞穂市の将来を展望するならば、企業誘致の施策を避けては、まちづくりの発展、将来はないということを私は1年生のときから8年間、問い続けてまいりました。実は、本年の4月12日に岐阜新聞の市長動静欄というところに企業誘致プロジェクトチーム会議という文字が私の目に焼きつきました。

そこで、私は最初にこの企業誘致プロジェクトチーム会議につきましてお伺いをしたいと思っております。

私は、以前から何回も皆様方が耳にたこができるように、1つには、この企業誘致といいますのは新たな雇用の創出、そうしまして地域産業の集積、2つ目には税収面での恩恵、具体的にいうならば法人事業税、固定資産税等及び市税の増収による安定財源の確保、そうしまして3つ目には、Uターン者の定住による人口増加で市政の進展の原動力になるという、この3つの利点は、市の発展のために大きな役割を発揮するため、積極的に取り組む施策であると言い続けて今日まで参っておるようなわけでございます。

そこで、執行部の方にお伺いをいたします。

最初に、この企業誘致プロジェクトチーム会議という文字が、私は先ほども言いましたように記事を目にいたしまして、この開催に踏み切られました背景について、執行部の方にお伺い

をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） それでは、杉原議員の地元新聞社の市長動静欄の企業誘致プロジェクトチーム会議と掲載されたことについてお答えさせていただきます。

市長室で、企業誘致をどのように進めていくか、プロジェクトチームの設置を含めた検討の会議を行ったものでございまして、市長動静欄では内容まで表現することができなかったのもので、誤解をお招きしたことをおわび申し上げますが、この中でプロジェクトチームの設置の検討をした会議を行ったものでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） そういう企業誘致というものは非常に、市政の財政を確保するためには、ハードルは高いんですけども、これは安定収入になるというようなことで、私、先ほど申し上げましたんですけど、そういう認識ということで御理解をいただいたということで、私も先走ったところがございますけれど、他市町がどういうことでこの企業誘致を成功裏に今日まで来ておるかということで、たまたま隣の本巢市のホームページを見ましたら、本巢市は平成21年6月10日に本巢市企業誘致推進本部設置要綱というのが出ておりまして、内容を読んでいますと30分かかりますから、ちょっとあれですけど、かいつまみまして、そこら辺のポイントだけを申し上げますと、本部長には市長になっていただきまして、副本部長には副市長と。そして、あとは本部員ということで、それぞれの部長さん以上ということと、それから職員を配置しておるということですね。そうしまして、組織の中には推進本部という会議の場も設けておるということでございます。

あとは、本巢市のホームページ、今言いました本巢市企業誘致推進本部設置要綱というものを御自宅に帰られましたら、議員の皆様もこれにちょっと目を通していただきますと、こういうことで本巢市はやり始めたんだなと。

ということは、どういうことかといいますと、本巢市は、もう皆様方は御承知のように隣の自治体でございまして、県道53号線、岐阜・関ヶ原線の北側が本巢市なんですね。その南側が、東海環状道の橋脚から南が要するに七崎地域ということで、瑞穂市になるわけでございます。そうしますと、北側にはもう曾井の工業団地ができて、現在はこの4月に操業いたしました東海牛乳か。そうしまして、先日も何か介護施設ができるということで、まさに道路を挟んで北側は本当にまだ企業誘致ということで脈々とそういう用地も確保されましてやっておられると。瑞穂市は、なかなかそこまでは行っていないということで、私はそういうことで、行政もこれは立地条件からいって、県道53号線並びに東海環状道がこれは全面開通が1年遅れるということで新聞紙上でも言うておりますけど、そういうことで、やはり瑞穂市もやらないといけない

んだなということで、そういう背景の下にこのプロジェクトチームは発足したのかなというふうに私は理解しておるわけですが、今日私が質問することによって、今、副市長もうんうんとうなずかれましたものですから、早速そういうことで組織をつくられるかどうかということは、それは私のほうからとやかく言う問題ではございませんけど、この企業誘致といいますのは非常にハードルが高い事業なんです。ですから、なかなか個々人のマンプレーではなかなかできないんです。やっぱり組織力を持って企業誘致というものに、事に当たらないと、企業誘致というのはなかなか成し遂げられないというふうに私は思っておりますから、ひとつ先ほど言いましたように、今後これからの地方財政といいますのは、国からの補助金なり交付金だけでは賄いきれないと。やはりそこには、各自治体で事業計画を立てて事業を推進していくためには、国からの補助金とか、そういうお金を頼るだけではなくて、それはやはり瑞穂市の自主財源をいかに確保して、それを基にして波状的に発展をさせる、その源泉をつくるということが私は必要だと思います。それには、やはりこの企業誘致というものが非常に大事ではないかなということで、市長も重々そこら辺は御承知でございますから、そういうことで私は期待をしておるようなわけでございます。

そのようなことで、組織のことにつきましては、ここで一応、質問のポイントということで内容を述べさせていただきましたけど、そういうことで今副市長からお答えがありましたこと、ちょっと私の質問のあれだとちょっとなかなかお答えしにくいということでございますから、それはさておきまして、では今、本巢市がそういうことで一生懸命やっておられます。それで、どういう企業PRをやっておられるかということになりますと、こういうことで「あなたのビジネスを発展させるベストプレイスを見つけるために 全国企業立地ガイド」ということで、これの23地点の中に本巢市が入っております、本巢市工業適地候補地ということで。これが、全国版でやっておられるんですね。

ですから、やはり瑞穂市もこれからそういうことで積極的にやっていくということになりますには、このインのマーケティングだけではいけませんから、対外的なこういうPR活動ということも重要でございますから、そういうことで一つ参考までに、これはホームページに出ておりましたから、それを私、コピーしてきましたんですけど、そういうことも一つの手段、ツールとして使っていただきたいというふうに思っておるようなわけでございます。

そういうことで、本巢市が今日の十何年間の企業活動をやってこられたということは、それなりのやはり実績を上げてこられたということで、これは組織もできておるし、確立がされておるし、それなりの人材もできてきておるということで、やはりこういうことで器をしっかりつくってやらないと、なかなか本気度というものも出てこないんじゃないかなというふうに思っておるようなわけです。

そういう意味からしまして、私は本巢市、隣の自治体をPR材料にさせていただいておるわ

けでございますけど、やはり組織というものは仏つくって魂を入れずでは、これは何にもなりませんから、絵に描いた餅になってしまいますから、自治体のほうもそういうことで考えていただけるなら、我々議員もやはり地域の代表として協力できるところはやっていかないといけないなというふうに考えておりますから、そういうことで私は全面的に協力をする覚悟でおりますから、ひとつよろしく御指導御鞭撻をいただくということで、よろしくお願いいたします。

続きまして、もう一つ、これも企業誘致の手法といたしまして、1つは、本巢は初め、工業団地ということでやっておりまして、オーダーメード方式で、要するに企業のほうからこういうことをということでメニューをいただいて、そういうことで企業に寄り添った用地を確保しておりますんですが、もう一方といたしまして、岐阜市のやっている方法をちょっとここで御紹介をさせていただきます。

岐阜市は、場所といたしまして、岐阜市柳津町ともう一か所は東海環状自動車道と岐阜三輪スマートインターチェンジから関の武芸川町に行きますところで、ものづくり産業等集積地ということで2か所、ここは工業団地ということでやっておられます。

ちょっとかいつまんで説明をさせていただきます。

岐阜市の企業誘致活動を紹介しますと、岐阜市は令和5年、昨年10月4日の地元紙に柳津地域ものづくり産業等集積地（第2期）の計画が新聞に記載されておりました。場所は、岐阜流通センター東側、岐阜市柳津町上佐波西に約14.9ヘクタールの土地を確保し、柳津町上佐波西第2地区計画と呼称されております。

この計画地域といいますのは、国道21号線や名神高速道路、岐阜羽島インターチェンジへのアクセスに優れておりまして、製造業と物流業の拠点を集約した工業団地を目指して整備をされたものでございます。

もう一つは、先ほど言いましたように、東海環状自動車道の岐阜三輪スマートインターチェンジから関市武芸川町方向に1.0キロメートル先の北東部、三輪地区において、ものづくり産業等集積地、これは工業団地でございますけれども、ここに予定分譲面積といたしまして6万平方メートル、予定区画は4区画を整備されておるといようなことでございます。

それで、まだ計画中でございますけど、今瑞穂市といたしまして、以前に私は質問のときに、企業誘致の方法にはこういう方法がありますよということで、オーダーメード方式と、それから工場団地方式で、もしこの企業誘致を推進されるならばどちらの方式を取りますかということをお聞きしましたんですけど、そのときには工場団地というのはなかなか難しく、資金が塩漬け、塩漬けという表現はいいのかわかりませんが、そういうことだからオーダーメード方式でやるという話をお聞きしておるわけですけど、今後瑞穂市はどの方式を採用されるか。

先日も、副市長が土地開発公社に資金をこれだけファンドとして積むということで、お名前

はちょっと記憶にございませんけれども、議員が質問されましたときに、そういうことも一つ考えておるよというお話をいただきましたんですが、そこら辺は現在も変わっておられないのか。また、例えばやるとしたらどういう方式を考えておられるかということ、もしあれでしたら副市長のほうからお考えをいただきたいと思っておるんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） これまでにも企業からの問合せも多くございました。しかし、誘致に結びつけられた案件は少なく、その案件ごとに何が課題なのか、各関係部課長と情報共有することが必要であると考えております。

その情報を集約する部署は総合政策課が行うことといたしました。企業からの情報が市長に直接来る場合、県の企業誘致課からの情報、商工農政観光課、都市開発課に来る情報を総合政策課へ集約し、関係部課長を集めて政策調整会議で協議していくつもりでございます。

案件によっては、インフラ整備が必要であると判断した場合は、関係課も協議の中に入り、協議していくことを指示していこうと考えております。また、政策調整会議の中でプロジェクトチームが必要と判断すれば、設置も検討してまいりたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） これは事前通告しておりませんが、今副市長から何件とは言われなかったんですけど、話が来ておることなんですから、そこら辺、もし御紹介できるなら、企業秘密がなければ、ちょっとどのくらいの件数が来ておることだけでもお教えいただければと思ったんですけど。

○議長（庄田昭人君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 件数は拾ってございませんが、それぞれの課に来たところで企業のほうの誘致が進まなかった点についての協議はしておりましたけれども、それがどこを幾つということはあるで、杉原議員も過去にそういった活動をしていただいた企業についても、私のほうへ御相談に来られた案件もございます。それらを含めて、今までのそういった協議案件の課題を解決するにはどうしたらいいかということはこの政策調整会議の中で検討して進めていこうと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） ありがとうございます。

では、次の質問でございますけど、先ほど議長にお願いいたしました資料を基にいたしまして質問をさせていただこうと思います。皆さん、タブレットを見てくださっていますね。

この資料といいますのは、経済産業省が毎年5月の下旬に全国のデータを集約しまして、ここですと中部経済産業局ですかね。そこが中心に出して、またそこから岐阜県の産業課のほうに情報を提示しまして、中部経済産業局とそれから岐阜県庁が同日に発表しておるような年1回の資料でございまして、これが全国版ということで、これはもう過去からずうっと出ておるようなことで、数字がもう完璧なものではございません、秘匿の情報もございますから。けれど、これが一つの参考ということで、全国の地域の経済状況はどうかと。

それから、これはなかなか各自治体までには落とせませんもんで、例えば後ほどちょっと質問の材料の中に入れておりますけど、県内を5ブロックに分けてまして、このぐらいの件数だと。それから、件数と面積はアバウトにこのぐらいだということで出ております。

それで、ちょっと質問をさせていただくわけですけど、資料1といいますのは、この立件件数でございすね。これは、面積が工場でございますから、工場を前提に1,000平米以上ということで、反数でいきますと1反ちょっとということになるわけでございますが、こちらの情報を見ていただきますと、これは私、2018年から2023年までを拾ったわけですね。

2023年のデータというのは、通常ですと5月の二十五、六日に出るんですけど、今回は北陸地方の地震がありまして、北陸地域のデータが集約できないということで、北陸地域の4自治体のデータが考慮されておられませんから、ちょっとそういう意味からしましてはイレギュラーなデータになりますけど、それは御容赦願いますということです。

ここで、県と全国と、また件数と順位というのが出ておるわけでございますが、これを見ていただきまして、6年、これは時系列に表示をされておるんでございますが、立件件数と資料2の面積も同じような傾向が出ておると思うわけでございますが、ここら辺の数字を見られまして、行政の方はこの数字をどのように捉えておられるかということをお聞きしたいと思っておるようなわけでございますが、お答えいただければと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 杉原議員の資料を見させていただきますと、岐阜県としては、資料の2018年から2022年までは工場立地件数、立地面積ともに全国上位をキープしており、工場の進出は進んでいる県であり、かつ需要の高い地域であるとみなすことができると思います。

しかし、2023年については立地件数の全国順位が少し低下していることがうかがえます。多分ですが、これは東海環状自動車道の平成17年の頃に、豊田東から美濃関ジャンクションまでが開通した折に、愛知県の三河地方へのアクセスが一気によくなったというところで、東濃地方のほうから徐々に岐阜県への注目が集まったというのと、あと先ほど北陸の地震の話もございましたが、岐阜県は当然海がない県であります、内陸部で地震や津波に影響がない地域を企業さんが求めたというような経緯も以前聞いております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） そういうことがコメントとしても出ておるわけですが、この6年度は、私は1つは東海環状自動車道が1年遅延されたということも、これは企業側にとってみたら大きなファクターであると思うわけですが、先取りをして、進出する企業は先に土地を手当てされたと思うんですよね。ですから、ほぼ東海環状道のインターチェンジの近郊のところの用地というのは、私は全部が全部見に行ったわけではございませんけれども、そういう意味でそこら辺が要するにもう買い占められたといったらちょっと言葉に語弊はあると思いますけど、あまり余剰の土地はないんじゃないかなということと、それからもう一つは、去年からこういうコロナ禍の問題もありまして、経済実態も芳しくないよということで、それがとみに昨年の後半から資材高騰等で、それから外的要因というものが企業にとってみたら、これは近隣の事業所も含めましてですけど、経済界といいますのは経済状況を予見するんですよね。そこから、要するに先行投資等が始まっていくわけですが、そういうところを鑑みまして、ちょっと自重しておられるんじゃないかなというふうに、これは1番目の件数と、それから2番目の面積も同じようなことだと私は思います。

それで、私もちょっと全国版をひもといてみましたところ、これは経済産業省のデータですが、中堅企業、規模でいいましたらば、資本金ですと5,000万円以上、100億円以下のところが、今そういう状況下において活発に事業展開をされておるという情報も、実は私も把握しておるようなわけですが。

そのようなことから、今後、瑞穂市も、そういうことである程度の企業を、業種のことにつきましては次の資料でまた質問をさせていただくわけですが、そういうところをターゲットにやっていただくのも、これも一つの方法ではないかなと。やみくもに何でも鉄砲を撃てばいいという問題では、これはなかなか難しいと思います。やっぱり企業と、それから供給者と受給者とのこのマッチングがうまくいかないと、なかなか企業誘致というものは難しいと思います。いろいろな条件が加味されますから、そこでマッチングができないとなかなか企業というものも進出してくれませんから。

そういうことで、ちょっと余談なことになりますけど、そういうことで1と2は、今都市整備部長も言われましたようなことで、ちょっと自分も考えておりまして、何かそれだけではこれだけの大きな2023年度の落ち込みはないんじゃないかなということで、私自身もこれも全く本当に正確な裏データを取って言うておるわけではございませんけど、私の勘もちょっと入っておるんですけど、そういうことで今お答えをさせていただいておるようなわけですが。

それで、次にもう時間の関係もございますから、3番目、今度は県内の地域別の立地動向と、このを見ていただきますと、これは岐阜地区と西濃地区と中濃と東濃と飛騨に、5地区に分

けております。これは、本当にはっきりしておるようなわけでございます。

ここで見ていただきまして、感じられたことですね。行政として、こういうふうになっておるか。我々は、これは岐阜地区に入るわけなんですけど、西濃地区というのは本当に伸長が著しいなあということは何だろうということで、いろいろこの資料を見られまして感じられたところがあると思いますけれども、そこら辺、もし感じられた点がございましたら、ここで御披露いただけないかなと思っておるわけでございますが、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 資料3につきましては、先ほど杉原議員がおっしゃったように、2023年が大幅に減となっております。こちらは岐阜県も主な原因をちょっと研究しておって、ホームページで発表しておりまして、立地件数・面積が減少した主な原因としまして、1つは近年の好調な企業立地により分譲可能な用地が減少傾向にあることが1つ、もう一つは、人件費や資材価格の高騰により企業の投資計画が見直されたことの2つが原因として掲げられております。

ただし、県内の全域で減少傾向にある中でも、県内ではいまだ西濃・岐阜地域の立地件数は高い数値となっていることがうかがえると思います。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） これは、2と3は同じような問題ですから、ちょっと切り口が違うだけですから、要因というのは大体同じだというふうに思っておるようなわけでございます。

そういうことで、今度は第4表、県内の主な業種別立地動向ということも、これも2018年から6年間の推移。これも秘匿のデータがございますので、本当に正確ではございませんけど、このバツテンを打ってあるのはそういうことで、企業のほうから数字が御提示いただけないということで、ちょっと歯抜けのデータでございますけど、ここら辺のデータを見まして、これも私、今後の企業誘致をするために絞り込むという場合には、やはり先ほど言いましたように、満遍なく鉄砲を撃つんじゃなくて、やはりこれからの業界のトレンドとかいろいろなことを鑑みまして、そこら辺を絞り込んでやるということも大事ではないかなというふうに思っておるようなわけでございます。

そういう観点からいきまして、ここにもまたその特色が出ておると思いますけれども、どういうふうに執行部はお考えになっておるか、お答えを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 当市でも、先月の15日に岐阜県の企業誘致課から企業誘致に関するアドバイスなどを受ける中で、当地域は地下水が豊富な地域であることから、食料品製造業や半導体関連など水需要の高い工場の進出ニーズは高いと考えるとの助言をいただきました。

また、県の資料にもありますように、県内では、金属製品製造業や生産用機械器具製造業、鉄鋼業、電気機械器具製造業の立地件数が高いことから、これらの業種が当市にも当てはまると考えております。このような地域特性を窓口などでPRしつつ、企業誘致に取り組んでまいります。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） これも、今度はこの中部管内の経済指標ということで、業種別とかそこら辺を調べましたところ、隣の三重県も愛知県も岐阜県も同じような分析結果が出ております。ですから、この東海環状自動車道の沿線の工業地帯というものは、先ほど都市整備部長が申しましたように、輸送用機械とか生産用機械とか、あとはハイテク関係というところで絞り込んでやっていただくということも、私は的を射た戦略ではないかなというふうに思っております。

そのようなことで、先ほど来、私は申し上げておりますけど、この企業誘致ということは本当に市長が旗を振っていただいて、俺についてこいということでやっていただかないとなかなか、市長の要するに人脈とか行動力ということをやはり前面に出してやっていただくということで、最後に市長にちょっとおまとめをいただいて、この考え方を御披露いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 杉原議員から、企業誘致の御質問をいただいております。相浦副市長、そして都市整備部長からお答えをしておりますので、重複する部分もあるかもしれませんが、令和4年4月から工場内に係る緑地の面積を緩和したり、今年度から工場などの設置の奨励金の拡大や雇用の促進の奨励金の創設もしました。

しかし、瑞穂市はインターチェンジが整備されている自治体の企業誘致とはどうしても異なります。企業からの打診もないのに用地を取得して造成するということには、大きな制限があると思います。よって、企業からの打診があつて初めて企業と協議をしながら、このような土地にこんな工場がどうですかというような、どちらかという工業団地の造成ではなく、オーダーメイド方式になっていくということを思っています。

私のトップセールスでというようなことになりますが、ディベロッパーとなる企業や不動産会社とは、月に一、二度、この市長室のほうでお話をする機会を設けてきて、実は今年の3月の終わり頃に3件ほどの企業誘致の話が来ました。この企業誘致はかなり大きな面積であるということから、企業の中では運転手の働き方改革などの影響もあり、一度にこの3つの企業が来たということで、先ほど副市長がお話をしました企業誘致のプロジェクト会議が市長の動静に載っていたというのは、それをそれぞれの部署で検討をしたということになります。

しかし、うちの農地の転用のスケジュールや都市計画のフレームなど、農業許可を考えたスケジュールと企業側のスケジュールが合わず、実はこの3つの話は今のところ消えてなくなっていますが、そのときに感じたのは、やはり議員もおっしゃられたように、企業誘致というのは粘り強くやっていく必要があるということを本当に自分自身も肝に銘じたということで、今回このように農政の部署や都市計画の担当と詳しくその進め方を協議ができたので、私自身もこのような感じのスケジュールで進めていくことができるというのは、しっかり私も説明するように理解ができましたので、今後も進めていきたいということを思っています。

現在、私のところに来ていた企業誘致は1件と、商工農政観光課のほうも1件と、そんな情報がありますが、引き続き粘り強くこの企業誘致は行っていかなければならないということをお答えをさせていただきます。

瑞穂市の中で、どの地域にどんな工場や企業誘致ができるのかということを常に頭の中に入れて、いろんな場面で瑞穂市をPRしていきたいということを思っておりますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 市長から、そういうことで私は今、初めてお聞きしましたんですけれども、そういうお話が来ておるということで、私は本当にこの瑞穂市といいますのは、これは自分の住んでいる地域をPRするわけではございませんけれども、本当にまとまった土地があるのは中・西校区なんですよ。

次の質問のところで、今日午前中も若原議員が、農振地域とそれから準都市計画区域のことにつきましていろいろ質問をさせていただきまして、私も重複したらいけませんので割愛をして、ポイントだけの質問をさせていただこうと思うんですけれども、そういう意味で、市長も今前向きに進めるよというお話でございましたもので、市長の双肩にかかっているというふうには思っておりますから、私も市長の政策にはついていきますから、ひとつよろしくお願いしたいということで、次の準都市計画区域の見直しにつきまして質問をさせていただきます。

まず、都市計画マスタープランについて伺いをいたします。

今後の都市計画マスタープランの改定に向けて、まず最初にスケジュールについて確認をさせていただきます。

2024年、2025年の2年間で改定案を策定し、その後、都市計画審議会の審議の後、パブリックコメントを市民から聞き、県の承認を得て、2027年から改定版の都市計画マスタープランが施行されるというスケジュールでよろしいですか。ひとつお願いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 瑞穂市の都市計画マスタープランの見直しに向けましては、議

員おっしゃるように、令和5年度から令和7年度までの3年間で改定を行う予定となっております。

やってきたことにつきましては、令和5年度におきましては、計画の基本的な構成、都市づくりの重点課題など、都市計画マスタープラン全体に係る前提条件を整理して、導入編を策定しました。

今年度は、市民アンケート調査などを実施して、都市の将来像や都市づくりの目標、基本方針など市全体の方向性について整理を行い、全体構想編を策定していきます。

令和7年度には、全体構想の内容や地域の特性を考慮しながら、各地域のまちづくりの方針を定め、地域別構想編を策定する予定です。その後、導入編、全体構想編、地域別構想編を合わせたものでパブリックコメントなどを実施して、意見反映後に都市計画審議会の審議を経て、議会の議決後に策定となります。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 次の項目で、この都市計画マスタープランの流れということを質問しようと思いましたが、もう今、都市整備部長、1問目の答弁でお答えになられましたので、この質問はちょっと割愛させていただきます。

そこで、市町村のマスタープランの策定の基本的な考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

この考え方といいますのは、市町村が主体的に独自性を発揮して住民参加の下に策定するものであるというふうに言われております。その策定に当たり、必ず住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることということを求められていますが、本市の基本的な考え方というものはどういうふうに考えておられるか、ここでちょっと御披露願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 都市計画マスタープランの策定に当たっては、都市計画法第18条の2に基づき、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが求められております。市民の意見を聴取するプロセスは非常に重要であり、意見を反映させることで計画が各地域のニーズや期待に応えるものとなり、実効性や支持を得やすくなるものと考えております。

令和6年度は、瑞穂市都市計画マスタープランの上位計画である瑞穂市第3次総合計画の策定期と重なるため、総合計画のアンケート調査に同調する形で都市計画マスタープランに関する項目のアンケートを実施する予定です。

また、令和7年度は各地域での説明会やパブリックコメントの実施も予定しており、市民の方々に計画内容を十分理解していただいた上で御意見をいただき、計画に反映していきたいと考えております。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 分かりました。

都市計画マスタープランの考え方、それからスケジュール等はお聞きいたしました。

それで、これからが私の質問の本題に入るわけですが、今後の準都市計画区域の対応の仕方につきまして質問をさせていただきます。

この準都市計画区域の定義の主な柱とといいますのは、1つには都市計画法に基づく制度であると。それから、2つ目には積極的な整備、開発、保全の必要はないが、このまま放置しては住環境に支障を来すおそれがあるため、必要な措置、要するに規制を講ずる区域を指すと定められていると言われております。

そこで、現在の私どもの住んでおります準都市計画区域の指定を受けております2地域のことにつきまして、質問をさせていただきます。

この準都市計画区域の指定を受けたのは、正式には何年何月何日でございますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） こちらは、平成27年1月5日付岐阜県告示第2号によって、瑞穂準都市計画区域が指定をされました。

[14番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） ありがとうございます。

それで、私もホームページを見ておりますと、西暦でいきますけれども、2014年4月3日付で準都市計画区域指定のパブリックコメントをしたと。その状況は、応募者数ゼロ、意見者数ゼロの実施結果の報告が掲載をされておりました。

私はここで、このようなゼロ、ゼロで、行政主導でこういう準都市計画区域の制度設定というものを導入していいのかなということを感じましたもので、ここで計画の見直しということで、これハードルは非常に高いと思うわけですが、今その障害が出ておるという私の考えでございまして、ここで計画の見直しはできないかということを実は提案させていただこうと思っているようなわけでございます。

この準都市計画区域も2014年ですから、もう既に10年間経過をしておるわけですが、この10年間にわたりまして、この中・西区域は十年一日のごとくの表現がぴったりの現況であるというふうに私は思っておるようなわけでございます。地域の皆様もそうではないかなと思っておると私は感じております。

この都市計画区域と準都市計画区域の、何回もお話をさせていただくわけですが、この発展の度合いというものが著しいものがありまして、まさに準都市計画区域は、今日も午

前中に若原議員からも質問がされておるとは思いますけど、このままの状態ですと、もうまさに消滅集落の道を歩むのではないかなということで、私だけではなくて地域住民の方も、声は上げられないんですけど内心は思っておられると思います。

したがって、ここで都市計画マスタープランも改定の時期に来ておりますから、このタイミングで地域の皆様の意見を聞くということも、私は今後の中・西校区の今後の地域の在り方で必要ではないかなということで、ひとつそういう場を設けていただけないかなというふうに考えておるようなわけですが、執行部はこの準都市計画区域の在り方と地域住民の方のお考えをどういうふうに考えておられまして、どういう対応を考えておられるかということをちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 西小学校区と中小小学校区において準都市計画区域を見直して、岐阜都市計画区域に指定した場合には、現在の人口密度から市街化調整区域になることが想定され、土地利用の制限がさらに強化されると考えられますので、現時点で準都市計画区域を見直す予定はありません。

準都市計画区域というのは、朝の若原議員の御質問にもありましたが、転用後の白地、もしくは既存の宅地の建築制限といいますか、建築基準法に基づく接道要件、容積率、建蔽、高さ制限などを指定するということで、準都市計画区域を今の現状の人口密度でいきますと、岐阜都市計画区域に入れた場合は調整区域になってしまって、さらにちょっと一般の住宅が建ちにくくなるような状況になるということが考えられます。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 私も9月の一般質問で、準都市計画区域で、これはちょっと事前通告していないんですけども、そのときに私は用途地域ということを考えられないかということで私もネットでいろいろ調べましたところ、用途地域の設定はできるというようなことで私は理解をして質問をさせていただきましたんですけど、準都市計画区域は用途地域の設定はできないというようなことをたしかお答えとしていただきましたけれども、その考えというものは現在も変わりませんか。これは、質問の条項には入れておりませんが、先回の9月のときに質問させていただきましたので、それを再度確認させていただこうと思っているわけです。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 先ほども説明しましたが、用途地域に反映されるのは建築物が建つ場所になりますので、逆に農業振興地域内の農地のままでは、そこを例えば色を塗ったとしても無条件で建物が建つわけではございませんので、そこは理解していただきたいと思いま

す。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） これも質問事項にないもので、お答えできなかったらできないで結構でございますが、そうした場合に、この準都市計画区域の方は、行政サイドはこのまま準都市計画区域を今後また10年間、20年間、この制度を踏襲していくということになりますと、余計にこの瑞穂市内で、都市計画区域とそれから西・中区域との格差というんですか、それがもうだんだん広がるばかりで、我々がこの準都市計画区域の中に生活しているというメリットといったら何が考えられますかね、最大のメリットというのは。私、それをちょっと見つけられないもので、私はデメリットばかり考えておるわけなんですけど、それが現在、その方式を踏襲していくということになりましたら、どのようなことが考えられますかね。ちょっとそれだけ、もしお答えできれば結構でございますけど。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 準都市計画区域を見直すというよりは、どちらかというと、先ほどの質問にもありました都市計画マスタープランの見直しをかけるときに、先ほども市長も言いましたが、中小校区と西小校区を横断する予定の、例えば岐阜・巣南・大野線バイパスの整備というのは大きな変化をもたらす一つの要因だと思いますが、その部分で沿道については産業集積を促進するとか、あとは良好な住環境、営農環境を調和した土地利用ということは、今もマスタープランにもありますが、その中で先行してマスタープランで少し色づけをするときに、当然農政協議もありますので、そこでその辺りを見直してからのことになるので、今準都市計画区域を岐阜の都市計画区域に編入することは、あまりいい条件ではないというふうに考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 市長からお答えできるようなことがございましたら。すみませんけれども、突然、質問いたしました。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 杉原議員の準都市計画区域の見直しということになりますが、都市整備部長からもお答えをしておりますが、準都市計画区域を都市計画区域の中に置き換えるとする、恐らく市街化調整区域に該当するというふうに想定がなされるということは、かえって今の準都市計画区域の中にあつたほうが、岐阜・巣南・大野線のその先のルートが確定した場合には、それぞれその沿線には用途地域などをつけることができるというメリットもあるということから、慎重にその辺は判断をしたほうがいいというような答えが、私も今の都市整備部長

の答えだと思しますので、よろしくお願いしますと思います。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） 最後の確認でございますけれども、今回、瑞穂市の都市計画マスタープランの見直しということで、行政は、やはり計画を立てないことには我々民間の出身者にしてみれば何か回りくどいなあと思うんですけど、やはり計画に沿ってしかやられないということで、ここにも第2次総合計画と今度は第3次総合計画というものもここに持ってきておるわけですけど、今度は第3次総合計画も立てられるわけなんですけど、この中に何かそういう文章を入れてもらうことはできませんかね、準都市計画区域のこと。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） どちらかと言いますと、マスタープランの改定を行っていきますが、準都市計画区域がどうのではなしに、例えばですと、西地区ですとこのマスタープランの103ページのところにこういう図面というか地図がございますが、ちょっとすみません、遠くて申し訳ありません、例えばオレンジ色だとこれは、まだ決まっておりますが、先ほど申しました岐阜・巣南・大野線になっております。この辺りはちょっとオレンジの色が塗っておりますが、こういう幹線に関しましては、このような土地利用していこうとか、そのようなことをあらかじめ打っておいて、実際、用途を設定するときの逆にこれが指針となりますので、まずこれをマスタープランをやるときに、ちょっとざくっとした絵になりますが、これが今後、杉原議員が考えてみえることであると重要なことになってきますので、準都市計画区域にこだわられるのは、あまりよくないかなと思います。

〔14番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○14番（杉原克巳君） いろいろと難問をぶつけてまして申し訳ございません。

私もなかなか、議員でございますからそこまでは理解不足でございますけれども、今日のお話をお聞きしまして、少しばかり分かってきたというような感じでございますから、また機会をつくりまして、また継続版ということでまた御質問をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（庄田昭人君） 14番 杉原克巳君の質問を終わります。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時40分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） 改めまして、こんにちは。

議席番号 6 番、創緑会、広瀬守克でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って質問させていただきます。

今回、私は健やかに安心して暮らせるまちという大きなテーマではございますが、絞っての質問にはなります。

これよりは質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の質問、健やかに安心して暮らせるまちということで、瑞穂市は21年目を迎え、昨年多くのイベントが開催されました。その中で、最後には「のど自慢」という大きなイベントがあり、市の内外に瑞穂市のアピールができたかなと思います。

それで今年度、6 年度の当初予算というものによりますと、地方創生の 3 つの拠点の飛躍、また、人権、平和、環境をテーマに次世代を担う人たちへつなぐとして、街路灯や巢南庁舎、保育所の L E D 化が新規事業となっております。

また、みずほ未来まちづくり構想2035では、総合計画策定事業とこども計画策定事業が予算化されております。

防災・災害への対策では、指定緊急避難所である市内全ての中学校の体育館に空調設備が整備され、防災備蓄の充実、避難所への給水対策が拡充されております。

こどもまんなか応援では、妊娠期から子育て期にわたり相談支援、家庭支援を実施し、新たに子育て情報アプリを導入、訪問サービスの開始や緊急連絡や連絡帳の保護者アプリを導入し、登降園管理や子供の発達記録などの作成の電子化事業、そして令和 7 年度までに中学校の休日の部活動を地域クラブ活動へ移行する予算となっております。

また、健やかに安心して暮らせるまちについては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や、清流の国ぎふ文化祭2024の開催への事業費が予算化されているというところでございます。

新規・拡充事業を述べさせていただいたわけですが、今回、もう既に 5 名の方が質問をされましたけれども、その中で本当にこの質問は健やかに安心して暮らせるまちのことが出ているのかなというところがございますけれども、私は今回質問をさせていただくのは、まず市役所の窓口のことなんでございますが、まず新型コロナウイルスが 2 類から 5 類に移行されて、それに伴って議場でももうアクリル板のほうがなくなっているんですけども、なくて通常にはなっておるんですけども、市役所の窓口の現在の状況をまずお聞かせください。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスにつきましては、昨年の５月８日に５類感染症に分類されました。これに伴いまして、各種の亚克力板等のパーティションの取扱いについて再検討をいたしました。その結果、５類感染症移行時点では、感染防止対策として来庁者等の対応をする窓口、カウンター等は人と人との距離を確保する必要があることから、引き続き設置を継続することとしました。その後、新型コロナウイルスの流行状況も以前ほど流行は見られないということから、現在はそれぞれの窓口、カウンターの状況に合わせて、各所属の判断により設置をしております。この判断には、高齢者などの方へ職員からの感染防止の意味でパーティションをするという意味もございますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。以上でございます。

〔６番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○６番（広瀬守克君） 今のお答えで、窓口のカウンターは状況判断しながらというところではございますが、どこかの部ではないところもございますね。そういったところはもう必要ではないというところの理解でよろしかったですか。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、それぞれの窓口やカウンターによりまして状況が違うということは御理解いただけると思います。ですので、先ほど申し上げました高齢者が多い窓口などは、高齢者の方から職員を守るというよりは、お客様を、窓口にお見えになった高齢者の方に対して職員から感染させないようにするというのを目的としてパーティションが残っている部署があるのも事実でございます。以上でございます。

〔６番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○６番（広瀬守克君） 高齢者の方から実は御意見をいただいているわけなんです、窓口に来られたときに今の言うパーティション、亚克力板がしてあることによって、また職員の方がマスクをして対応しているというところがございまして、話の内容がなかなか理解できない、そういったことが多くあるというのをお聞きするんで、接客について行政のほうお考えはどうか、お聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 高齢担当課のみではなく、健康福祉部の窓口におきましては、職員の声が聞き取りにくいと感じられる方が多く窓口に来られる部署でございます。そのようなことから、日頃から意識をしまして、声量を上げる、職員が近く、より物理的な距離を縮める、ゆっくりとはきはきと話すなど円滑な接客が図れるよう留意をしております。このような方法でも意思疎通が困難な方につきましては、電子メモパッド、メモ用紙などを利用した筆談

により対応するなど、状況により臨機応変かつ的確な対応を心がけております。

今後も認識を新たにいたしまして、接客をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） 今の御答弁で、電子メモで意思疎通ができるような対応をしていただけるということでございますので、今本当にこの時代、文字が出る、そういったものもタブレットがございますので、もしそういったもので対応ができるようなことであれば、ぜひそういったものを導入していただいて、市民の方へのサービス向上につなげていただければなと思っております。

それで、窓口には外国人向けに多言語対応ということで、岐阜県の多文化共生推進補助金というものですか、それで翻訳機を導入されているわけでございますけれども、日本人、それこそ今も重なるかも分からないんですが、高齢者に対応として満足していただけるようなサービスを今後考えていただけないかということをお聞きいたしますが、よろしく願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長兼巢南庁舎管理部長（臼井敏明君） 議員の質問にお答えさせていただきます。

議員が言われます翻訳機は、窓口言葉が通じない外国籍の方がお越しになった際に活用している機器であります。高齢者の方や音が聞こえづらい方がお越しの場合は、先ほどの健康福祉部と重なる部分がありますが、職員がお客様の近くへ行ったり、ふだんより大きい声で説明するなどにより対応を行っておりますが、それ以外の方法としましては、各窓口配付されていますホワイトボードなどを使った筆談も行っております。

なお、ほかの自治体などでは、簡易型のマイクとスピーカーなどによる対応をされている事例もありますので、窓口のスペースなどを踏まえて今後検討していきたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） ホワイトボードで今対応されているということで、今後マイクなどでもできれば対応していきたいという今の御答弁でございます。本当に、高齢になってくるとやっぱり耳の遠い方がいらっちゃって、本当に話をされているそういったことが分からないという方がいらっしゃいますので、早急にそういったことを対応できるように考えていただければと思っております。

じゃあ次、今度また安心して暮らせるまちの中で、以前にも私、3年前でしたか質問をさせ

ていただいたんですが、1級河川の雑木についてでございます。

市内18か所を流れている1級河川がございますが、今、既にウォーキングコースになって、市民の方が利用されている箇所が多々あるわけでございますが、近年、線状降水帯が発生したりとか、尋常な本当に大変な雨、大雨、そういったものが来ておりまして、川の氾濫とかそういったものが懸念されております。そういったところから、ウォーキングコースなどのところに木がもう植栽されているわけでございますが、その根っこといいますか、根が大きくなってどうしてもアスファルトなんかを押し上げる、そういったところで亀裂が発生して、増水したときに堤防の決壊などが、また堤防が弱くなる、そういったおそれがあると感じておるわけでございます。

私、中川とかよく近くでございます、五六川もそうなんでございますが、見に行きますと、やはり木というのは年々成長しておりまして、どうしてもそういった根の張りがあり、盛り上がっているようなところもございます。そういったところで、市として現状把握はどのようにされているか、お聞きをいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 市内には大小18本の1級河川が流れております。1級河川の堤防については、国土交通省の管轄と岐阜県の管轄する部分に分けられますが、1級河川の堤防につきましては、亀裂等により決壊が起こらないように、目視による点検を実施するために堤防除草を行っております。国土交通省の管轄する箇所は、国土交通省の木曽川上流河川事務所にて、5月から7月、9月から11月の年2回の除草工事を毎年実施しております。また、岐阜県の管轄する箇所については、岐阜土木事務所からの委託業務により、瑞穂市にて年1回の除草工事を実施し、併せて堤防の目視点検を行っております。

また、全ての河川堤防ではありませんが、多くの堤防天端について、各管理者から市が市道として利用するため占用を受けております。市道として占用している堤防天端と路肩1.0メートル部分については、占用者である市の管理区域となりますので、市において国及び県の除草作業と併せて除草工事を実施し、市道部分の目視等による点検を行い、道路としての機能を損なわないように努めております。

堤防天端の市道につきましても、他の市道と同様に、会計年度任用職員によって定期的に市内全域の道路パトロールを実施しており、陥没やクラックなどを発見した場合は、その都度補修用合材にて対応しておりますが、補修用合材では対応が困難である場合や広範囲にわたる場合には、業者へ舗装補修工事を依頼し、市民の方々が安全に通行していただけるように随時対応をしております。

また、職員が通勤時や工事現場などへの往復の際に気づいた箇所があった場合には、都市管理課へ報告をもらい、修繕対応を行っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） 国のほうは5月から7月、9月から11月に除草、それで、あと県のほうの土木事務所から年1回の除草というところでございますが、本当にどうしても、今堤防、そういう管理というのは大変な、大変というか雨量が一気に上がったりして、堤防の決壊というおそれがあるので、管理のほうはしっかりしていただいてというようなことはお願いをしておきます。

それから、あと堤防下の雑木なんですけれども、以前も質問させていただいてはおるんですけれども、五六川の火葬場のそばにある遊水地、あそこら辺のところもそうなんですけれども、水の流れが悪くなり、例えば木が大きくなってオーバーフローしていないか、また中川堤防もそうなんですけれども、以前も質問させていただきました、桜の木の枝が川面のほうに伸びていっております。今日の朝のニュースでもあったんですけれども、やはり雨により巨木ですか老木で枝が折れたりする、それは道路なんですけれども、堤防も同じようなことだとは思いますが、そういったことが起きると、すぐそういった災害につながっていくというところになっていくと思うんですけれども、その点について今の枝が伸びている、そういったところを心配するところでございますけれども、そういったものの対応についてお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 1級河川の堤防下の部分につきましては河川区域となり、管理については国土交通省の管轄と岐阜県の管轄する部分に分けて管理を行っております。この河川区域の中で、瑞穂市に占有が許可されている親水公園やグラウンドなどに利用している箇所や、市において植樹した桜の木などは市で管理を行っております。しかし、その他の河川区域内の雑木などについては、それぞれ管轄する部署の管理になります。

1級河川の堤防管理については、さきの御質問と同様の答弁になりますが、河川パトロールや河川改修事業などで川の流れに支障がある状態が確認された場合は、管轄する国土交通省や岐阜県に報告、連絡を行い、適時対応していただき、雑木が原因で河川の流れを阻害することのないように努めてまいります。

また、先ほど広瀬議員がおっしゃった、枝が折れた場合や危険を発見した場合には、随時対応していきたいと思っております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） ありがとうございます。

ぜひ素早い対応でしていただけると、市民の方も安心できると思いますので、よろしくお願

いたします。

では、公共施設についてに入りますが、屋内外のスポーツ施設について、ある程度結構時期が、何て言うんですか、古い施設があり、改善の時期に来ていると思われますが、現在体育館とかグラウンドなど不備なところがあると思うんですが、どうですか。お聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 屋内、屋外施設とも老朽化に伴い、様々な不具合が出てきております。不備なところの把握につきましては、毎月職員の目視による点検と利用者からの施設利用報告書への記入等で把握するとともに、市民センター、巢南公民館においては窓口業務を委託しております一般財団法人瑞穂市ふれあい公共公社に早期発見を努めていただいているところであります。適切な施設運営をしていくために、管理には細心の注意を払い、優先順位を見極めながら施設の保全に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔6番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○6番（広瀬守克君） 不備なところというか、いろいろと以前出てきてはおりますけれども、昨年度、穂積グラウンドのトイレなんです、北面でしたかね、北側のところ、今までずっとできた当時から何もされていなかったトイレを女性、男性のところで仕切り板をしていただいた、そういった経緯はお聞きしたんですけれども、本当に古い施設ですとどうしても改善をしないといけないと思うんです。

南側のトイレなんかですと、男性、女性、同じようになっただけで、仕切りができていない。それと、穂積グラウンドには南面にサッカー場がございます。そのサッカー場からプレーしている方が男性のトイレの状況が丸見えといったところがございます、男性だけではなく、少年団の方がスポーツをしてみえますと、御父兄の方がいらっしゃるところでの、やはり見栄えというところがいかなものかなという声が聞こえてまいります。利用されている方も今のこのトイレの状況ですと、どうしても女性の方が利用しづらいといったところが多々意見として出ております。

そういったところで、何とか市民の方に応えられるような予算づけをしていただいて、改善がもしできるのであればしていただければと思っております。

じゃあ、次に参りますが、AEDについてでございますが、体育館など屋内施設は設置場所が明記されていると思うんですが、外の競技、グラウンドでは常設されていないというところで御質問させていただきます。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） グラウンドをはじめ屋外施設にAEDを常設しますと、

盗難や破損の可能性が高いため、屋外施設用のＡＥＤについては市民センターに３台、巢南公民館に２台貸出しできるように配備してありますので、施設を利用の際に鍵と一緒に借りていただければと考えるところであります。以上であります。

〔６番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○６番（広瀬守克君） 市民センターに３台、巢南公民館に２台というところで、ちょっと今質問ですけども、この３台、２台で、外でグラウンドなんかで利用されている方は持っていかれているんですか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 正確に数値までは把握しておりませんが、命に関わる場所ですので、窓口では施設の利用に見えた際に、そこら辺を確認しながら、できるだけ借りていただきたいなあと考えています。

また、施設の利用状況によってこの台数では足りない場合もあるかと思っておりますので、その辺も命に関わる機器ですので、その辺は不測の事態に至らないように対応はしていきたいと考えております。以上です。

〔６番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○６番（広瀬守克君） 窓口でしっかり対応していただけるということなんで、ぜひ利用者にもそういった認識をしていただける、持って行って利用すると、何かあったときの有事の際に利用するといったふうにしていただければと思うので、よろしくお願いします。

あと、次の質問に参りますが、施設の利用には規約があって、条件をクリアした方が利用することになっておるわけでございますけれども、市として名簿など利用される方のお名前などは管理されていらっしゃるのかをお聞きいたします。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 市の公民館条例施行規則、それから体育施設条例施行規則、学校体育施設開放条例施行規則で、施設を継続的に利用するには団体登録の申請を行う必要があると規定をしております。そして、その申請書にはメンバーの名簿を添付することになっておりますので、名簿は申請書と一緒に生涯学習課のほうで保管をしております。以上であります。

〔６番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○６番（広瀬守克君） メンバーは保管されているというお答えでございましたけれども、本当にある団体の方がこの前お話をされていたので、ちょっとお話をさせていただきますが、利用

されている方のほとんどが市内の方ではないという声も聞いております。それはそれで、市のほうが多分、何て言うんですか、予約をするわけですよね。予約をして、その団体が予約を受けたというところでの活動、利用になっていくんでしょうけれども、そのときに市としてはもちろんの方が利用されているか、そこまでの判断というのはなかなかできないと思うんですけれども、取れなかった利用者、そういった方が誰が使っているのかなというところで見に行かれるんですよね、よく。

そういったときに、いやこの子たちは全然瑞穂の子ではないよねというのはお声を聞きながら、私にも御相談を時々いただくので、ぜひ今も名簿とかそういったものを管理されていると思うんですが、たしかこれ年度初めでしたかね、施設利用の説明会というのが多分あると思うんですけれども、そういったところでいま一度しっかりと利用される方の規約などを把握していただきながら、登録なり利用の申込みをしていただければと思います。

では、次に参ります。

市内で公式戦など開催ができる場所は、本当に今少ないと思います。そこで、グラウンドは有事の際、一時避難所として、看板にも立ててあるわけですが、使用されるというところですが、本当に平時はいろんな種目の方がスポーツをされ、にぎわっております。

そこで、競技されている方の多くがお話をされていることなんでございますけれども、本当に瑞穂市は公式戦ができる施設は、ないとは言えないけど少ない、そういったところでありますので、せめて競技者が快適で楽しめる、そういった施設にしていきたいという要望がよく出るんですが、例えばサンコーパレットパークなんかはスポーツくじのt o t oの助成金を活用して芝生を張られました。

そういったところで、市内グラウンドが、今そういった芝生の張りとか、そういったことがないわけですが、秋でもそうですが、夏でも今そうなんですが、風が吹いたときに物すごく砂が舞い上がって、近所の方の、何て言うんですか、軒下とかそういうところへ飛んでいくわけです。小学校でもそうなんですが、そういった防じん対策とか、あと雨、そういったものも結構ちょろちょろ降るわけでもない、結構甚大、本当にバケツを空けたような降りが多々近年出ているというところで、土壌の浸食というのが出てまいります。そういった、私は対策を兼ねて、助成事業か何かを使って芝生を入れていただければと思うんですが、それについてはどうでしょうか、お聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） スポーツは、生涯スポーツから競技スポーツまで多種多様であり、人々がスポーツを行う目的も、健康及び体力の保持増進から競技力向上まで様々であると考えます。そのため、実施できる種目が限られる施設ではなく、複数種目が実施できる施設として整備してきております。議員おっしゃる公式戦ができる施設、競技者が快適に楽し

める施設につきましては、近隣市町に該当する施設がないか確認し、活用できないか協議していきたいと考えます。

また、芝生につきましては、補助金等が活用できれば可能なところから芝生化を進めてまいりたいと考えますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上であります。

〔6 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） 今、いい答弁いただきましたね。補助金が活用できればというところで芝生のほう、ぜひスポーツをしてみえる、そういった方に少しでもそういった競技場に、もう何て言うんですか、例えばサッカー場であれば、サッカー場はやっぱり芝生の上でサッカーをする、そういったところになってまいりますので、何とかそういった芝生化というのも大事になってくると思います。

また、メンテナンスにしてもいろいろ今、サンコーパレットパークのことを見ていますと大変ではございます。ですけれども、いろいろな手法によって管理ができていくとは思いますが、そういったところでぜひ予算化をしていただいて、スポーツを愛する方に何とか快適で、スポーツができるような施設を造っていただきたいなと思っております。

本当にこれで最後になります。

本当に、子供たちから高齢者までが快適に楽しめる、そういった施設にしていきたいと思うんですが、もう本当に最後でございしますが、市長、御答弁をお願いいたします。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 広瀬守克議員から、健やかに安心して暮らせるまちの御質問をいただいております。

スポーツ基本法の前文には、スポーツを通じて幸せで豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、スポーツを支える活動に参画できる機会を保障するというような規定もあります。私の政策でもあります、誰もが健康で生きがいを持ち、幸せな暮らしが送れる健幸都市みずほの実現、そしてサステナブルな幸せ、持続的な幸せとするものが新たなウエルビーイングみずほと位置づけております。子供たちから高齢者までが快適で楽しめる施設の御質問ということで、子供たちが使うグラウンドを中心にお答えをさせていただきます。

瑞穂市の体育施設については、設備面でも管理面でも行き届かない点があると認識をしております。現状も理解をしておりますので、担当部署と1つでも2つでも解決できるよう進めていきたいということを考えております。

御質問の芝生化のメリットやデメリット、両方あると思います。市内では生津小、南小、中

小、西小学校のグラウンドが芝生化になっております。メリットは、広瀬議員も質問の中でお話がありましたが、砂の飛散や土砂の流出、この土砂の流出というのはけがの防止にもつながると思います。さらには、地球に優しいヒートアイランドの減少や温暖化の抑制、温室効果ガスの吸収、これらは環境都市みずほのそれぞれの宣言の中にも結びついてくることだと思えます。また、子供たちの体力づくり、そして緑は癒やしになるという方もおられると思います。また、一方には芝刈りなどの変な課題もあります。

私は、国道21号線沿いの野球場、サッカー場の、例えばサッカー場のほうに芝生化をすることになれば、国道21号線からの見た目も緑が映えるグラウンドになると思ひ、子供たちが喜んでくれるのではないかと思います。瑞穂の子供たちが、瑞穂市に愛着や関心を高める結果にもつながらないかと考えています。主に使用されている少年団や体育協会と子供たちにとって芝生化がいいのかというようなことを意見交換し、さらには芝生化ができるような補助金の有無を調べながら、そして最終的には管理体制など、共に役割分担をしながら考えていきたいということを思っておりますので、この芝生化についての前向きな答弁といいますか、できることならやっていきたいということでお答えをさせていただきます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○6 番（広瀬守克君） 今の御答弁で、とにかく芝生については少年団、体育協会も熱望しておるところでございますし、ぜひ意見交換などをしていただいて、補助金を活用して、後のメンテナンスなんかはまたその後に考えていただければいいので、まずは芝生化ができることを願ひまして、私本当にそれが一番の思ひでございます。そういったところを今お答えいただきましたので、ぜひ今後協議をしていただけることを願ひまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 6 番 広瀬守克君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後 4 時20分

再開 午後 4 時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○7 番（藤橋直樹君） 皆さん、こんにちは。今日のトリでございます。

議席番号 7 番、創緑会、藤橋直樹でございます。

ただいま議長に質問の機会をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

さて、今年 4 月、市議会議員選挙の際に、改めて地域の皆さんの声を伺う機会が多くござい

ました。コロナ対応も大きく変わり、話がしやすい状況になったことも踏まえ、市民の皆さんの要望やら願い、思いを耳にすることができました。そこで見聞きしたことの中から、特に切実な問題を2点ほどピックアップして今回はお聞きしたいと思います。

日本は、世界に類を見ないスピードで高齢社会を迎えていると言われていますが、今や人生100年時代という表題の言葉は普通に言われるようになり、現に日本の100歳以上の人口は10万人になろうとしているとのことです。こうした現象は、私が住む牛牧団地では特に顕著で、2人に1人がお年寄りという状況です。こうした状況下で市民の皆さんのお話を聞いていると、体の衰えを嘆く声がよく聞かれ、特に耳や目の衰えを訴えられることが多いように思います。

そこで、今回は1つの質問として、高齢者の難聴問題に対する市の考えの施策を伺いたいと思います。

2点目は、これも高齢者に関わる問題で、免許の返納等で日常生活の買物が不便な状況を訴えられる人が多くおられます。いわゆる買物弱者、買物難民というのでしょうか、みずほバスの充実を訴える人もありますが、今回は買物支援の在り方についてお尋ねしようと思います。

以上2点をお尋ねしますが、これよりは質問席にてお尋ねさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、1点目の高齢者の難聴対策として、市の支援策をお尋ねさせていただきます。

冒頭には、私が直接耳にした住民の声や思いを紹介させていただきましたが、私の母もやはり難聴に苦しんでおり、その状況は痛いほど理解ができます。住民の方が言われるように、外に出かけるのがおっくうになり、怖くもあるとのことで、どうしても閉じ籠もりがちになってしまう、外出を控えることから社交性も社会性もなくなり、出歩かないことから筋力が弱まりがちになり、心配するのは心身の動きが低下するフレイル状態にならないかということです。一般的には、フレイル状態が常態化すると、やがて移動困難なロコモ状況にもなりかねないと言われますが、そうした観点から、住民の健康寿命を延ばす施策の中で考えますと、難聴問題は重要でございます。高齢化により聴力が落ちてくる、その程度によって身体障害者にも該当する場合もあり、対応が異なると思います。

まず難聴の度合いについてどのような程度、ランクがあるのでしょうか。一般的に音の関係ですとデシベルで表示されますが、そういった基準でお示しされるのかどうか、行政として把握している内容をお聞かせ願います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

難聴の程度でございますが、ランクについてですが、難聴は音が聞こえにくい、言葉が聞き取りにくい、あるいは全く聞こえないといった症状のことを言いまして、一般的に4段階に分類をされます。

軽度難聴は、平均聴力レベルが25デシベル以上40デシベル未満で小さな声が聞きづらい、中等度難聴は、40デシベル以上70デシベル未満で普通の会話が聞きづらい、高度難聴は、70デシベル以上90デシベル未満で普通の会話が聞き取れない、重度難聴は、平均聴力レベルが90デシベル以上で耳元で話されても聞き取れないとされております。

一方、身体障害者福祉法では、両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上、もしくは一方の耳の聴力レベルが90デシベル以上で、かつ、もう他方の耳の聴力レベルが50デシベル以上、もしくは普通の大きさの声を両耳で聞いたときの聞こえ方の明瞭度が50%以下のいずれかの状態であり、その状態が永続する方を身体障害者手帳の交付対象と定義をしております。以上でございます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7 番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

加齢性難聴になる原因もいろいろあるようで、騒音を聞き続けることによる影響、遺伝による影響、栄養や喫煙などの生活習慣による影響、持病による影響、このように複数の要因が複雑に作用し合うことで加齢性難聴が発症するらしく、人それぞれです。よって、専門的には医師の判断によらないといけないにしても、日常生活に少しでも支障がないようにするためには補聴器による対応が考えられますが、この補聴器助成は身体障害者の場合は補助があるのでしょいか、お聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給対象となります。本人及び御家族の市民税の課税状況にもよりますが、原則といたしまして費用の1割を負担していただくことで、補聴器の購入、修理、借受けを受けることができます。以上でございます。

〔7 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7 番（藤橋直樹君） ありがとうございました。

私の母も一応障害者ということで補助を受けております。9割の補助ということは、まだ市民にも認知されていないような気がします。手帳が交付されない、障害者手帳をもらうにも結構時間がかかりますが、交付されないままの難聴症状での高齢者の難聴が問題になっていると思います。本当に聞こえなくなれば、それなりに本人が自覚して病院に行かれることが対応されると思いますが、それまでに至らないまでの日常生活での不便さの事前の措置としての対応です。

ちなみに、私なりにネットで検索をしてみると、全国の自治体では、これは2023年4月現在のデータですが、18歳以上を対象とした補聴器購入費助成制度を実施している自治体は143あり、県内でも高山市、飛騨市、海津市、岐南町、輪之内町、白川村の6市町村が助成制度を設けています。今後、瑞穂市としても対応策を検討されているのでしょうか。検討しているなら、その内容をお聞かせください。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 難聴の方に対します市としての支援といたしましては、18歳未満の方に対する難聴児補聴器購入費等助成事業を既に行っておりますが、さらに難聴の高齢者の方に対する支援策を検討しております。

現在、難聴の方の補聴器助成について、県内自治体における支援状況を調査しております。県内におきましては、高山市、飛騨市、海津市、岐南町、輪之内町、白川村が既に補聴器購入費助成事業を実施しております。それら先行自治体における年齢要件、聴力の程度、所得制限の有無、再支給の要件、補助率、助成金額などの事業内容や給付実績などの事業の実施状況について聞き取り調査を実施いたしまして、調査結果の分析を行っているところでございます。分析結果を基に助成事業の内容を検討し、現在準備を進めております。

今後は、国や県の動向を見ながら、既存の障害福祉制度との整合を図りながら、適切な助成制度となるよう構築に向け内容を検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

いずれにしても、高齢化が進展する日本社会で多少の個人差はあるにしても、誰しものが遅かれ早かれ直面する問題だと思います。そうしたテーマ、課題が行政として早く認識し、対応を考えていくことこそ、市長がよく口にされる高齢化率がまだまだ低い段階で、やがて到来する高齢化問題によりの確に対応できるようにする、その準備期間と捉えるという発想につながるものと考えます。よって、そうした観点からも前向きに対応していただくことを強くお願いをしまして、次の質問に移ります。

それでは、2点目の高齢者福祉の施策である買物難民とも言われる高齢者世帯への支援策について質問させていただきます。

今は人生100年時代とも言われるようになり、社会の在り方も大分変化してまいりました。それに伴い、現在の社会の仕組みでは対処できない事柄も浮き彫りとなっています。そうした観点から、牛牧団地の住民の皆さんから聞いたことを踏まえ、買物支援策に絞ってお尋ねをしたいと思います。

牛牧校区では、地区社協が立ち上がるなど、地域福祉の活動が盛んになされていると思っております。牛牧団地内でも、住民ボランティアと社協との運用で毎週水曜日に牛牧団地公民館を拠点に買物支援がなされています。団地住人で登録された希望者に公民館へ集合してもらい、市内の別府地区にあるスーパーマーケットにお連れするというシステムです。利用者は大変喜んでおられ、登録者は20名ぐらい見えるそうです。そして、毎回五、六名ほどの利用者があるようです。1往復1回では行けないときは2回往復されるということも聞いております。

しかし、その一方で、買物支援の利用もしんどいと言われる人もお見えで、特に運転免許証を返納された世帯も多く、もう少し手厚い支援が欲しいという声を聞きます。そこで、前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

市では、こうした買物に不自由する市民の声や実態を把握しているのかどうか、まずその点についてお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 市民の声や実態を把握しているかとの御質問でございますが、各地域で行われております地域支え合い推進会議などの福祉に関する話合いの場における意見でございますとか、民生委員さんや自治会、老人クラブなどの団体を通じて、高齢による身体能力の衰え、運転免許の返納、スーパーまでが遠いなどの理由によりまして、食料品、日用品等の買物に不自由を感じているという方が多く見えることは把握をしております。

また、牛牧団地、本田団地、呂久地区において、市社会福祉協議会の事業といたしまして、買物等支援事業が実施をされておりまして、買物支援の一助となり、一定の成果を上げていると思っております。

しかし、一方でこの事業を利用されない方もお見えになり、それらの方への支援の在り方も課題になっているとも認識をしております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

以前、社協が市民の代表で構成し、瑞穂市地域支え合い推進会議という会議の中で、買物支援、移動支援についても議論したことがあると地域の人から聞きましたが、その際、全国の現状の買物支援策や、また地域のスーパーなどの協力を得た支援策、あるいは生協という組織が行っている宅配方法等、様々な事例や意見も出され、検討がされたということですが、こうした会議の成果を市は把握していますでしょうか、お尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 数年前の瑞穂市地域支え合い推進会議におきまして、移動支援、買物支援に関する議論がなされまして、買物支援を包含する移動支援の在り方について研究・

協議が行われました。関係機関などで勉強会を開くなど調査・検討が行われ、その成果といたしまして、令和4年8月に瑞穂市地域支え合い推進会議において瑞穂市移動支援設立の手引としてまとめられました。

しかし、この手引書は市内の公共施設などに配布されておりますが、手引が有効的に活用されていないとも感じております。この手引書には、移動支援設立に向けた立ち上げの基礎固めから具体的に動き始めるまでを順序立ててまとめられており、地域での支援の設立に非常に参考になるものであると思っております。

今後は、この手引が有効的に活用されるように働きかけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

それでは、そうした提言の会議の成果を踏まえ、市として何か買物支援に資する考えがあるのか、市の支援策についてお尋ねをいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） まずは、さきに答弁をさせていただきました移動支援設立の手引書につきまして、牛牧や穂積で立ち上がっております地区社会福祉協議会などの組織体に向けまして、いま一度この手引書を参考に移動支援に係る協議が行われるように促していきたいと考えております。各地域に見合った移動支援の設立に向け、できることから始められるように、市としてもバックアップをしていきたいというふうに思っております。

また、現在、既存の買物支援サービスは継続しつつ、他の支援策がないか調査を進めております。その中の一つの手法として、特に移動スーパーに着目しております。この移動スーパーは、改造した軽トラックに肉、魚、野菜などの生鮮食料品や、果物、パン、菓子、牛乳、総菜などの食料品、ティッシュ、歯磨きなどの日用品などを積み込みまして、高齢者の自宅、地域の公民館、高齢者施設などに移動スーパーの業者が出向き、高齢者がその場で商品を選択し、買物ができるサービスでございます。

他のサービスといたしまして、ネットスーパーがございますが、高齢者の方の中にはインターネットの利用には敷居が高いと感じられる方もおられます。また、御自身の目で商品を選びたいと思われる方も多くお見えになります。そのような方にも気軽に御利用いただけるのではないかと考えております。自宅近くまでスーパーが来てくれますので、店舗まで出向く必要がなくなり、荷物の運搬に関しても軽減できることから、足腰の弱った方にも非常に有効なサービスではないかと考えております。

また、移動スーパーの利用が契機となりまして、地域コミュニティが構築され、互助や安否

確認の機能を担うことも期待できるのではないかと考えております。このように、移動スーパーには多くのメリットがあると感じております。

一方、デメリットといたしましては、商品の価格が割高であることや支払い方法が限定される、商品の種類や数量が限定されるというような点が上げられると考えております。

現在、牛牧団地をモデル地域としてサービス導入ができないか、市社会福祉協議会、事業者との間で調整を行いまして、まずは早期に試行できるよう取組を始めているところでございます。また、試行によりまして、利用人数、年齢構成、利用頻度、1人当たりの購入金額、売れ筋の商品、利用者の評判などについて調査を行いまして、事業の評価・検証を行ってまいります。その結果、高齢者の買物問題の解消に効果があると判断できた場合には、他の地域での導入を検討していきたいと考えております。

高齢者の買物支援を含め、抱えている問題、環境は人様々でございます。多様な支援やサービスが重層的に存在し、選択できるような支援を心がけていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） とってもありがとうございます。

牛牧団地から最初、最初ということかどうか分かりませんが、そこで試していただけるということですが、これで牛牧団地で成功すれば、あなたの町に他の町とか他の町の自治会のほうへどんどん移っていくのはとてもいいことだと思います。あと、割高、限定したものということであれば、その辺もまたおばさんたちですからいろんな意見も出てくると思いますので、またいろいろ勉強したいなというふうに思います。

最後に、本日は2点、高齢者の難聴対策、あと買物支援についてお聞きをしましたが、改めて市長に御意見を賜り、移動スーパーもひとつよろしく願いしながら、補聴器もよろしく願いしながら、ちょっと新たに意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。時間はたっぷりあります。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 藤橋議員から高齢者の質問をいただいております。高齢者福祉と国が進めていますこどもまんなか社会の構築ということで、瑞穂市はこどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。子供たちはそれぞれが吸収して成長する力を誰もが持っています。その力を最大限発揮できるようにする社会を構築するということで、瑞穂市でも私たち大人がサポートすることが大切だということから宣言をしております。

時折、高齢者の方から子供ばかりのことを優先しているというようなお声もいただきます。国が異次元の少子化対策として公表し、関心が高まった2023年の国民調査で、高齢者の施策を

多少後回しにしても子供の施策を優先すべきというような回答が68%あったというようなことをしっかり私は覚えております。このような調査結果を基に、社会動向をつかみながら必要とされる事業をできることから、子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉、少子化対策など、優先順位を決めて進めていきたいということを思います。

それぞれの事業には、この事業は試行的に行う、あるいは時限や期限を決めて行ったり、予算の制限をしながら進めていきたいということを考えております。今日御質問のあった難聴者への助成については、健康福祉部長から開始をしていきたいというような答弁をさせてもらっております。その効果を判定するためにも、対象者の範囲や予算の制限、そして期限などを決めた、そんな助成制度にしていかなければならないということも思っております。

また、移動スーパーにおいては、私がこの穂積庁舎にちょうど移動スーパーの車両が駐車しておられた。その方に、たまたま市役所の穂積庁舎に用で来ておられて、販売に来ておられたわけではありませんが、いろんな内容をお伺いしました。そのときに、車の中まで開けて見せていただいて、大手スーパーの商品を並べておられるということに大変驚いたということから、すぐに健康福祉部長のほうにその状況を話したら、実は市長、進めておりますというようなそんな回答をもらい、今、牛牧団地や本田団地、呂久地区などにも移動スーパーを進めていきたいということを考えております。牛牧団地だけではなく、早ければ牛牧団地では今月末か7月の上旬にも1回目の移動スーパーが開始がされるというような、そんな報告も受けております。移動スーパーは市内に3種類ぐらいあるそうで、それぞれの状況を見ながらこれから対応していきたいということを思っています。

高齢者のそれぞれの状況に応じた選択肢になるように、自分で買物に行ける方は自分で行く、タクシー助成事業で行く、みずほバスで買物に行く、あるいは買物支援サービスでみんなと一緒に行く、宅配サービスやネットなどを活用される人、さらにこの移動スーパーが加わることで、高齢者の買物支援の選択肢が増えるようにしていきたいということを考えており、答弁とさせていただきます。

以上で、今回の藤橋議員からの買物支援へのお答えとさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○7番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

もう移動スーパー、大変期待しておりますし、また皆さんに宣伝もしたいと思いますので、牛牧団地が試験的にやられて好評であれば、どんどん本田やら呂久地区のほうの皆さん方にも重宝がられるんじゃないかなというふうに思います。

買物支援では、希薄になりがちな地域活動の支援することでもあり、地域づくりにもつながることですので、市としても積極的に支援をしていただけるようお願いをいたしまして、私の

一般質問を終わります。答弁並びに御清聴ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 7番 藤橋直樹君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（庄田昭人君） 以上で、本日に予定していました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

散会 午後5時03分

